

1	会 議 名	決算特別委員会			
2	日 時	令和2年10月13日（火）		10時00分開会 14時56分閉会	
3	場 所	議場			
4	出 席 委 員	仮屋園一徳委員長、竹之内和満副委員長、川上洋一委員、濱門明典委員、白石純一委員、濱田洋一委員、竹原信一委員、濱崎國治委員、中面幸人委員、牟田学委員、岩崎健二委員、濱之上大成委員、山田勝委員			
5	事務局職員	次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 松崎 正幸			
6	説 明 員	・議会事務局 局 長 早瀬 則浩 君 ・監査委員会事務局 局 長 藺畑 雄二 君 ・選挙管理委員会事務局 局長(兼) 藺畑 雄二 君 係 長 上脇 重樹 君 ・会計課 課 長 尻無濱久美子 君 係 長 丸塚 明子 君 ・総務課 課 長 松崎 裕介 君 課長補佐 大田 省吾 君 係 長 尾上 謙一郎 君 係 長 檳柑 幸一郎 君 係 長 岩下 亮一 君 係 長 白肌 隆一 君 ・総務課消防係 参 事 児玉 秀則 君 係 長 谷口 剛 君 ・福祉課 課 長 中野 貴文 君 課長補佐 前田 敏 君 園 長 永田 靖子 君 係 長 中野 美紀 君 係 長 栗林 鉄矢 君 係 長 宇都 貴子 君 ・企画調整課 課 長 山下 友治 君 課長補佐 尾上 覚史 君 係 長 本蔵 雄一 君 係 長 川原 陽介 君 ・税務課 課 長 新町 博行 君 課長補佐 中尾 隆樹 君 係 長 本 千晶 君 係 長 湯田 矢凡 君 ・市民環境課 課 長 牧尾 浩一 君 課長補佐 中園 修 君 係 長 大野 勇人 君 係 長 中川 洋一 君 係 長 大野 勝一 君			

7 会議に付した事件

- ・ 認定第 1 号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(一般会計)
- ・ 認定第 4 号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(交通災害共済特別会計)

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

仮屋園一徳委員長

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

去る9月23日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、認定第1号令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）、認定第2号国民健康保険特別会計、認定第3号簡易水道特別会計、認定第4号交通害共済特別会計、認定第5号介護保険特別会計認定第6号後期高齢者医療特別会計認定第7号 阿久根市水道事業会計の決算の認定について、以上7件であります。

はじめに、審査日程については、先の委員会で決定したとおり、本日から10月16日までの4日間となります。

各課等の審査順は、お手元に配付してあります審査日程表のとおりとし、都合によっては時間及び日程の変更も考慮の上、審査していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、審査の方法についてですが、各所管において、歳入歳出決算書のほか、提出されている全書類により審査することとなります。所管課長等の説明は、令和元年度の各事業等の成果説明書、決算事項別明細書及び決算に関する説明書により説明を受け、その後、各委員の質疑を行いますのでよろしくお願いします。

なお、質疑は一問一答形式とし、議題外にわたらず、簡潔明瞭に、ページ数と款項目を言ってからされるようお願いいたします。

さらに、現地調査につきましては、議事の都合上、3日目の審査終了後にお諮りいたします。また、全所管の審査終了後にお諮りしておりました総括した質疑につきましては、これも議事の進行上、3日目の各所管課の審査終了までの分は一旦、3日目の質疑終了後にお諮りしたいと思います。

4日目の所管課に関しては、その質疑終了後にお諮りいたしますので、よろしくお願いします。

なお、執行部から、参考資料の主要事業の成果説明書において、一部誤りがあったとのことで、正誤表を配付いたしましたので、確認をお願いします。

○認定第1号 平令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

それでは日程表に従い、認定第1号を議題とし、議会事務局所管の事項から審査に入ります。

議会事務局の入室をお願いします。

（議会事務局入室）

仮屋園一徳委員長

それでは局長の説明を求めます。

早瀬議会事務局長

それでは、議会事務局所管の事項について御説明いたします。

初めに、歳出の概要について御説明をいたします。

決算に関する説明書は26ページ、事項別明細書は20ページをお開きください。

1 款議会費の当初予算額に対し、昨年の第4回定例会及び今年の第1回定例会において、議員期末手当、旅費、委託料等の減額補正を行い、予算現額は1億2,500万6,000円であります。支出済額は1億2,343万6,856円、不用額が156万9,144円、予算現額に対する執行率は98.74%となっております。また、対前年度の決算額と比較しますと約827万円の減額となっております。減額の主な理由としまして、議員数が前年度比で1名減になったことにより報酬で315万6,000円の減、議員期末手当で101万2千円の減と、議員共済負担金で約180万円の減、そして昨年度導入しました会議録検索システムの委託料の減額約160万円が主な理由であります。

それでは、事項別明細書の各節ごとに支出済額の欄で御説明いたします。1 節報酬は、議員15名と嘱託職員1名分の報酬です。2 節給料は、職員4名分の給料であります。3 節職員手当等は、議員15名分の期末手当と職員4名分の期末勤勉手当が主なものであります。4 節共済費は、市議会議員共済会負担金約1,780万円と職員共済費約549万円が主なものであります。今年9月期の受給者数は22名で、退職年金、遺族年金受給者は各11名となっております。8 節報償費1万4,000円は、議会だより掲載のクイズ正解者への商品券贈呈、14名分であります。市議会だより202号の臨時号を除き、201号から205号までの4回分として、総数で応募者21名、正解者18名、抽選による当選者14名に商品券を贈呈したものであります。9 節旅費は、議員の費用弁償約160万円、職員の普通旅費約100万円が主なものであります。不用額は、年度末までの議長等の旅費を留保していたものであります。10 節交際費は、議長等が出席した各種会合に係る会費等が主なものであります。11 節需用費は、市議会だよりの印刷製本費約89万円、新聞購読料や参考図書追録代約31万円が主なものであります。12 節役務費は、郵便、電話料等の通信費が主なものであります。13 節委託料は、会議録反訳印刷製本業務約120万円と、会議録検索システム運用業務委託料約160万円であります。会議録検索システムは昨年1月より運用開始し、昨年9月のアクセス数は491件でありましたが、今年9月は4,250件と、8.7倍のアクセス実績となっております。14 節使用料及び賃借料は、議長公務時のタクシー使用料であります。18 節備品購入費は、図書1冊を購入しました。19 節負担金補助及び交付金は、全国市議会議長会負担金をはじめ、全国・九州・県それぞれの議長会等の負担金60万5,100円が主なものであります。

次に歳入について御説明します。決算に関する説明書の21ページをお開きください。19 款諸収入5 項4 目雑入の議会事務局所管分は、上から8 行目の雇用保険料のうち5,040円が事務局嘱託職員分であります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

局長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(議会事務局退室、監査事務局入室)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、監査事務局所管の事項について審査に入ります。

局長の説明を求めます。

蘭畑監査事務局長

認定第1号中、監査事務局及び公平委員会事務局の所管事項について、御説明いたします。

はじめに、公平委員会費から御説明いたします。

決算に関する説明書は29ページ、事項別明細書は24ページをお開きください。2款総務費1項10目公平委員会費の予算現額35万3,000円に対し、支出済額は、18万3,754円、不用額16万9,246円で、執行率は52.1%となっております。

それでは、各節ごとに歳出の主なものについて御説明いたします。1節報酬の5万1,900円は、公平委員3名分の公平委員会、ほか各種会合への出会時の報酬であります。9節旅費の8万8,720円は、全国公平委員会連合会本部研究会等の出会旅費が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の3万8,500円は、決算に関する説明書の備考欄に記載してあります県及び全国公平委員会連合会への負担金並びに会議出席負担金であります。

次に、監査委員費について御説明いたします。

決算に関する説明書は33ページ、事項別明細書は30ページをお開きください。2款総務費6項1目監査委員費は予算現額1,547万円に対し、支出済額は1,519万633円、不用額27万9,367円で、執行率は98.2%となっております。

それでは、各節ごとに歳出の主なものについて御説明いたします。1節報酬の165万764円は、監査委員2名分の報酬であります。2節給料から4節共済費は、職員2名分の人件費であります。9節旅費の41万1,730円は、全国及び九州地区等の、監査委員会総会及び研修会等の、出会旅費が主なものであります。11節需用費の42万3,991円は、参考図書追録代が主なものであります。

決算に関する説明書は、34ページに移ります。19節負担金補助及び交付金の4万5,000円は、決算に関する説明書の備考欄に記載してあります九州各市監査委員会ほか3件の会費負担金と各種会議等の出席負担金であります。

歳出につきましては、以上であります。

歳入につきましては、該当がありませんでした。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局の所管事項について、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

局長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、監査事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(選管事務局入室)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

局長の説明を求めます。

蘭畑選挙管理委員会事務局長

認定第1号中、選挙管理委員会事務局の所管事項について、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は32ページ、事項別明細書は27ページをお開きください。2款総務費4項1目選挙管理委員会費は、予算現額1,053万1,000円に対し、支出済額1,036万9,665円、不用額16万1,335円であり、執行率は98.5%となっております。

それでは、各節ごとに歳出の主なものについて御説明いたします。1節報酬の180万7,200円は、選挙管理委員4名分の報酬であります。2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費であります。9節旅費の24万2,390円は、全国・九州及び鹿児島県選挙管理委員会連合会総会に係る旅費が主なものであります。

事項別明細書は28ページをお開きください。11節需用費の29万6,315円は、選挙関係書籍及び追録購入が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の6万3,100円は、決算に関する説明書の備考欄に記載してあります九州都市選挙管理委員会連合会、ほか3件の連合会への負担金及び会議出席負担金であります。

次に、2目選挙啓発費につきまして御説明いたします。予算現額17万2,000円に対し、支出済額13万9,146円、不用額3万2,854円であり、執行率は80.9%となっております。それでは、各節ごとに歳出の主なものについて御説明いたします。8節報償費の4万8,000円は、明るい選挙推進協議会委員への各種会合等の出会謝金であります。19節負担金補助及び交付金の8万3,000円は、県明るい選挙推進協議会出水支会への負担金であります。

次に、4目参議院議員選挙費は、令和元年7月21日に執行しました参議院議員選挙に要した経費であります。予算現額963万4,000円に対し、支出済額962万7,973円、不用額6,027円であり、執行率は99.9%となっております。それでは、各節ごとに歳出の主なものについて御説明いたします。1節報酬の430万4,000円は、17投票区の投票所における投票立会人、期日前投票所の投票管理者、投票立会人、投・開票事務従事者等の報酬であります。3節職員手当等の44万7,536円は、職員及び期日前投票事務従事者の時間外勤務手当であります。7節賃金の101万1,721円は、臨時職員5名分の賃金であります。11節需用費の74万4,773円は、投票所入場券、啓発チラシの印刷代や、選挙用物品の購入及

びポスター掲示板のメンテナンス料が主なものであります。12節役務費の127万9,648円は、投票所入場券発送等に係る郵便料及び投票用紙計数機等の保守点検料が主なものであります。

決算に関する説明書は、33ページをお開きください。13節委託料の71万1,910円は、ポスター掲示場建込及び撤去委託が主なものであります。14節使用料及び賃借料の100万9,620円は、投票用紙読取分類機及び開票所非常用照明機器の借上料が主なものであります。

次に、6目県議会議員選挙費につきまして御説明いたします。県議会議員選挙費は、平成31年3月29日に告示しました県議会議員選挙に要した経費のうち、令和元年度予算で執行した経費分であります。予算現額175万円に対し、支出済額174万7,950円、不用額2,050円であり、執行率は99.9%となっております。それでは、各節ごとに歳出の主なものについて御説明いたします。3節職員手当等の34万8,606円は、時間外勤務手当であります。7節賃金の38万949円は、臨時職員4人名の賃金であります。

事項別明細書は29ページになります。11節需用費の24万3,972円は、ポスター掲示板メンテナンス料が主なものであります。13節委託料の27万3,957円は、ポスター掲示場の撤去委託であります。14節使用料及び賃借料の40万5,000円は、投票用紙読取分類機の借上料であります。

次に、8目市議会議員選挙費は、平成31年4月21日に執行しました阿久根市議会議員選挙に要した経費であります。予算現額1,895万6,000円に対し、支出済額1,894万8,504円、不用額7,496円であり、執行率は99.9%となっております。それでは、各節ごとに歳出の主なものについて御説明いたします。1節報酬の347万3,000円は、17投票区の投票所における投票立会人、期日前投票所の投票管理者、投票立会人、投・開票事務従事者等の報酬であります。3節職員手当等の39万9,637円は、職員及び期日前投票事務従事者の時間外勤務手当であります。7節賃金の28万892円は、臨時職員4人分の賃金であります。11節需用費の144万1,033円は、投票所入場券、投票用紙、選挙公報の印刷代や選挙用物品の購入が主なものであります。12節役務費の255万836円は、選挙運動用ハガキ、投票所入場券発送に係る郵便料及び投票用紙計数機等の保守点検料が主なものであります。13節委託料の152万1,910円は、ポスター掲示場建込及び撤去委託が、主なものであります。14節使用料及び賃借料の173万4,120円は、ポスター掲示板や開票所非常用照明機器の借上料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の748万3,436円は、選挙公営費736万8,227円と、不在者投票指定施設における投票事務負担金11万5,209円であります。

以上で、歳出の説明を終わり、次に歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書は12ページをお開きください。14款県支出金3項委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金1,137万7,657円は、決算に関する説明書の備考欄の中ほどに記載のとおり、県議会議員選挙費174万7,950円、参議院議員選挙費962万7,973円及び在外選挙人名簿登録事務委託金1,734円であります。

以上で、選挙管理委員会事務局の所管事項についての説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

局長の説明は終わりました。

山田勝委員

選挙管理委員会にですね、ちょっとお尋ねしたいんですが、その参議院選挙、県議会議員選挙、市議会議員選挙とあるんですよね。それぞれ投票率は幾らでしたか。

蘭畑選挙管理委員会事務局長

まず、参議院議員選挙ですが、投票率が49.04%です。市議会議員選挙の投票率が68.31%です。

山田勝委員

どっかでも話をしたと思うんですがね、参議院選挙はやむを得ないとしてもね、市議会議員選挙の投票率が68%というのはね、これはもう非常に異常事態だと思うんですよ。だから、例えば終わった時点で、決算をした時点で、選管の中でも投票率を上げるためにはどうしたらいいかというような話なんかをしたことがあるんですか。

蘭畑選挙管理委員会事務局長

投票率向上の対策としましては、まず鶴翔高校、正面入り口付近に啓発のぼりを設置いたしました。また、周知広報誌及び選挙公報を配布をしたところです。

山田勝委員

今、鶴翔高校の話をされましたけれどもね、例えば高校生の投票率、新しく選挙権が与えられた高校生の投票率は幾らでした。

蘭畑選挙管理委員会事務局長

まず、20歳未満の投票率ですが、1.44%。このうち18歳が0.81%。19歳が0.63%です。すみません。今ののは、有権者数及び全有権者に占める割合でございます。申し訳ありません。投票率につきましては、20歳未満が40.24%、18歳が52.48%、19歳が50.90%となっております。

山田勝委員

20歳以下の投票率を上げるのはなかなか難しい部分があると思いますよ。そういう意味では、各学校に啓蒙指導するとかなんとかせないかんと思うんですが、私が一番ここについてはですね、今後、学校にも協力をいただきながら、これはむしろ学校の協力というよりも、選管の協力というよりも、文部省の協力だというふうに思っているんですけれどもね。それはそれでいいとして、私が一番心配するのは、例えば老人の方々のね、投票というのが、行きやなれば入るったいどん、行きやならんでやという人が非常に多いから、そういう方々の対策をしないと、もっとこの次はもっと投票率下がりますよというふうに思うんですが、この件については何も検討も、話題にもならなかったですか。

蘭畑選挙管理委員会事務局長

投票率向上、そういう年配の方々の対策としましては、令和4年度の参議院選挙を目標に、期日前投票所の拡充を計画しているところでございます。具体的には三笠支所と旧大川中学校での開設を目標としております。

山田勝委員

まずね、来てもらおうということもだけどね、やっぱり選管が出かけるということも考えていいと思いますよ。各区長さんに案内していただいて、各区長さんのところに投票箱を持ってですよ、選管の方々が、出かけるというのも一つの手ですよ。そうでないと当然、権利のある人たちが投票に行けない、行けないから投票しないわけで、そういうのもね、やっぱり考えていいと思うんだよな。ただ来てくれるのじゃなくて。そこまで考えないと、あなた方が考えないと選管の人は考えないよ。一つのテーマとして、議題としてね、私は今後提案してほしいなという気がするんです。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

不在者投票というのがありますよね。不在者投票について、不在者投票の業務委託料なんですけど、不在者投票する場所というのは何か所くらいあるんですか。

蘭畑選挙管理委員会事務局長

すみません、今、資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど回答させていただきます。

山田勝委員

それはそれで後でいいですけどね。でも不在者投票のですね、出来る場所。例えば病院とか施設だと思うんですが、そういうところは漏れなくお願いをし、漏れなくその仕事をするような段取りで進めているのかなあと思うんですよね。そうしないと本当に投票率は下がっていく、人間は少なくなる、投票率は少なくなる、もう50%割りますよ。民意、民意と言うけど、民意の民をなかなか拾えないという状況になると思いますけどね。

蘭畑選挙管理委員会事務局長

各不在者投票ができる施設におきましては、こちらから説明会も開催しておりますし、そこに施設の入所者から投票の要望があった際には、こちらから出向いて、立会人もしているところでございます。

山田勝委員

不在者投票のできる場所というのには、それなりの条件があるんですか。こういう施設こういう施設というのは、ちょっと教えてください。

蘭畑選挙管理委員会事務局長

県に登録申請が必要であります。

山田勝委員

登録申請だけでも、具体的にこういう人は県の選管に登録してくださいという働きかけをしているの、選管は。

上脇選挙係長

山田議員にお答えさせていただきます。不在者投票のうち、病院、介護施設等の指定施設における投票に関しての御質問ですが、施設の指定につきましては、県選挙管理委員会への申請の制度になっておりますので、病院、介護施設の施設において県の選挙管理委員会に申出をしていただいて、それを受けまして、県の選挙管理委員会が現地調査をいたします。現地調査において適性な投

票の場所が確保できるのか、指定の従事者が確保できるのか、適正な選挙ができるのかということを審査をいたしまして、指定施設として指定をするという形になっております。以上です。

山田勝委員

それは分かるけどね、それは分かるけど、こういうことで、例えばおしなべて皆さんにね、こういうことで、何でかと言うのは、国民の最大の権利と義務ですもんね、選挙というのは。最大の権利と義務。それを確保してやるということは非常に大事だと思うんですよ。うんどまでけんでや、めんどかでうんどま申請もせんでよかど、別にせんでんかんまんたっで。阿久根の選管は別にせんでもかんまん。そういうのを現実には、そういう国民の権利と義務を守るために協力してくださいというお願いをせないかんというのは当然のことなんだが、私たちはちゃんとやりましたと、でも施設がせえて言ってもせん、でけんでやというところは仕方なかで、それは仕方ないと思いますよ。でもそういうところってというのはね、少なくとも病院・介護施設というのはね、国の制度に基づいてできたところ、国の制度に基づいて諸費用も申請をしていただいているところじゃないですか。だから、うんどまでけんという訳にはいかんですよ。そのためにはあなた方がこういうことですが申請してくださいという、やっぱり働きかけをしないとね、イコール投票率も上がらないし、等しく権利と義務を果たすことができないというふうに思いますので、そういうことでね、ぜひこれはもう徹底してほしいですよ。以上です。

白石純一委員

今、山田委員からも質問のあった投票率の向上の対策についてですけれども、一番直近の鹿児島県知事選の時にですね、投票率が今も出ました、悪いであろうという若年者、若い方々がよく利用されるSNS上で、民間の商工業者有志の方々が、投票済み証明を投票所から得て、それを店で示していただくと、何らかの店でサービスを提供するということをボランティア独自にやっておられました。こういった民間の方々が、商工業者さんを取り組まれている。阿久根市でも投票済証は発行されて、それに協力できる体制はあったと聞いておりますが、こういう民間の取組を活用するため、そして投票率を上げるということを目的にですね、選挙管理委員会のほうが積極的にこういった民間の方とお話をされて、こういった投票率向上のための施策を、方法を一緒に考えると。あるいは、できれば実施するというような試みは可能なんではないでしょうか。

上脇選挙管理事務所係長

白石委員にお答えさせていただきます。選挙の啓発に関する御質問と受け取っております。投票済証は委員のおっしゃるとおり、当市においても発行しております。民間の各種団体の皆様、特に商工業に関係する方々との連携を取る啓発に関してということでの御質問と承りましたが、それに関しましては、阿久根市明るい選挙推進協議会という中で、選挙の啓発に関する協議会を我々は設置しておりまして、そこの中の組織として入っております青年会議所さん、商工会議所青年部さん、女性団体も商工会議所女性部、漁協・農協の女性部の方々含めて入っております。その協議会の中で、啓発に関して議題にさせていただいて、検討しているところですが、昨年度の総会に

おきまして、青年会議所さんが公開討論会をしたことに関しまして、報告の発表をしていただきまして、啓発に関しての共有をしているところでございます。投票済証の活用に関しましては、公職選挙法の寄附の関係との兼ね合いがございますので、そこを考えながら検討していく必要があるかなと考えております。以上です。

白石純一委員

ぜひですね、法をクリアできるのであればクリアして、そういった民間とのタイアップで投票率を上げていくという試みを検討して、できれば実施していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

なければ認定第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査を一時中止いたします。

(選挙管理委員会退室、会計課入室)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、会計課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

尻無濱会計課長

それでは、会計課所管の事項について御説明します。

決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、歳出から御説明します。

決算に関する説明書は27ページ、事項別明細書は22ページをお開きください。第2款総務費1項総務管理費6目会計管理費であります。予算現額48万5,000円に対し、支出済額は44万6,259円、不用額3万8,741円であり、執行率は92.01%であります。

支出の主な内容についてであります。まず、9節旅費の支出済額3万8,760円は、県都市会計管理者会や会計事務研修会などの出席に伴う旅費であります。次に、11節需用費の支出済額16万4,952円は、図書追録代や事務用品購入などが主なものであります。12節役務費の支出済額18万9,347円は、口座振込での支払いに係るデータの伝送システム利用手数料13万800円及びその電話料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の支出済額5万3,200円は、県都市会計管理者会の負担金や会計事務研修会等の出席負担金であります。

次に、決算に関する説明書は66ページ、事項別明細書は67ページから68ページをお開きください。第12款1項公債費2目利子23節償還金、利子及び割引料の予算現額5,254万1,000円のうち、会計課所管分の予算現額は49万4,000円であり、支出済額1万4,782円は一時借入金利子であります。不用額は47万9,218円でした。

次に歳入について御説明します。決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は17ページをお開きください。第19款諸収入2項1目市預金利子1節預金利子の収入済額33万6,236円は、歳計現金の預金利子であります。

以上で、説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、会計課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(会計課退室、総務課入室)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

松崎総務課長

認定第1号のうち、総務課所管分について御説明申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明について、主なものを御説明します。

成果説明書の1ページをお開きください。2款1項2目の職員研修費については、職員の事務処理及び政策形成能力等の向上を目的に実施しており、自治研修センター等への委託研修、副市長による研修会をはじめとした独自研修、総務省への研修派遣等を引き続き実施し、職務に対する意識を高め、事務処理能力の向上に取り組んだところでございます。また、下の課題にも記載しておりますが、採用後5年以内の職員数が、全体の2割を超えており、今後も継続した研修体制が必要と考えております。

2ページをお願いします。2款1項7目財産管理費の住民輸送バス購入は、福祉バスが老朽化したことに伴い、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を活用し購入したものであります。

3ページになります。2款1項16目庁舎管理費の市庁舎改修計画・設計業務は、平成30年度の調査結果を踏まえ、庁舎の適正な維持管理を図ることを目的に改修計画、基本設計、実施設計について委託したものであり、令和2年度及び3年度にかけて改修を実施していくこととしております。

4ページをお願いします。2款1項1目一般管理費の集落支援員については、30年度からの取組であり、集落の巡回、点検活動等を通じ、地域の課題等について区長等から意見を聴きとりながら、地域の課題解決に向けた取組を進めています。事業の成果にもありますが、令和元年度においては赤瀬川地区を対象に、将来に向けたまちづくりに向け、地域住民自らが語り合う機会を設けるなど地域づくりの機運の醸成を図っております。

5ページになりますが、2款1項1目一般管理費、防犯灯LED化推進事業については、令和元年度から令和5年度までを期間として整備を進めており、各区が設置・管理している防犯灯のLED化を推進するため、事業を実施する防犯組合協議会に対し補助金を交付するものです。令和元年度においては、42区において合計227灯がLED防犯灯に切り替わり、防犯効果の向上をはじめ

各区の電気料の低減にも寄与しております。

6 ページをお願いします。2 款 1 項 3 目広報費、広報用放送施設整備事業は、各区の広報用無線施設について、現在のアナログ無線設備が、電波法の改正により、令和 4 年 11 月末で使用できなくなることから、デジタル無線施設への更新が必要な区において順次更新を行うものです。令和元年度は、7 区において整備が完了しており、今年度実施中の 6 区を含め、残りの 28 区についても計画的に期限までの更新を進めてまいります。

7 ページになりますが、9 款 1 項 4 目災害対策費、災害対策用備蓄について、平成 30 年度は避難者等を 1,500 人と想定し、3 日分の食糧、飲料水、毛布、災害用袋式トイレなどの生活必需品、ブルーシート等の資機材など整備したところであり、令和元年度においては、さらに発電機、投光器等を整備し、当初の備蓄計画の品目については充足したところです。今後も必要に応じた備蓄を進めてまいります。

8 ページをお願いします。同じく災害対策費の車輛一体型給水タンク車購入事業であります。災害時の水の供給はライフラインの中でも特に緊急度が高いことから、電源立地地域対策補助金を活用し、1,749 万円で整備したものです。給水車の整備により、災害時だけではなく、断水時の対応や渇水対策、イベント等にも幅広く活用していくこととしております。

9 ページは同じく、災害対策費の防災行政無線デジタル化整備事業であります。電波法の改正等に対応するため、防災行政無線のデジタル化を平成 30 年度から 3 年間かけて整備するもので、令和元年度は基幹系部分と建柱等の整備を進め、令和元年度末の進捗率は約 73% となっており、今年度中の事業完了に向け引き続き適切に進行管理を行ってまいります。

それでは、次に決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて、御説明いたします。決算に関する説明書は 26 ページ、事項別明細書は 20 ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。なお、節の金額については支出済額の欄で御説明します。第 2 款総務費 1 項 1 目一般管理費の予算現額 5 億 8,526 万 2,000 円、支出済額は 5 億 7,703 万 7,911 円で、執行率は 98.59% であります。1 節報酬の 2,567 万 6,368 円は、行政事務連絡員 77 人分の報酬、電話交換・放送業務等嘱託員 3 人、集落支援員 2 人の報酬が主なものであります。2 節給料から 4 節共済費までは特別職 2 名と職員の人件費及び嘱託職員等の社会保険料であります。3 節職員手当等の 2 億 6,368 万 5,490 円には、特別職及び一般職員の退職手当に係る区市町村総合事務組合負担金 1 億 7,019 万 9,948 円が含まれております。

事項別明細書は 21 ページになります。9 節旅費は、特別職を含む職員分の普通旅費及び嘱託職員等の通勤手当相当額等であり、10 節は市長の交際費、13 節委託料の 413 万円余りは、職員の健康診査業務委託料のほか、顧問弁護士の委託料が主なものであります。

決算に関する説明書は 27 ページをお願いします。19 節負担金補助及び交付金の 3,603 万 5,096 円の主なものは、各種団体への負担金や県からの派遣職員 2 人の給与等に係る負担金、区長会の運営補助金、防犯灯 LED 化推進事業補助金が主なものです。25 節積立金は、退職手当準備基金に積み立てるものであり、

退職手当に係る総合事務組合負担金の精算時に備えて、1,000万円と利子分を積み立てたものであります。なお、令和元年度末の退職手当準備基金残高は、1億5,192万9,125円となっております。次に、2目職員研修費は、予算現額588万4,000円に対して、支出済額は454万5,032円、執行率は77.24%となっております。9節旅費の支出済額403万3,720円は、総務省への派遣旅費のほか、市町村アカデミーなど県外への研修参加に係る旅費が主なものであり、19節の48万6,212円は、県市町村職員研修協会、市町村アカデミー研修などに係る負担金が主なものであります。次に、3目広報費は、予算現額1,159万3,000円に対して、支出済額1,110万374円で、執行率は95.75%であります。このうち、11節需用費の355万5,754円は、広報あくねの発行に係る印刷代が主なものです。12節役務費の72万958円は、広報あくねの発送経費が主なもので、19節負担金補助及び交付金の676万5,900円は、デジタル無線放送設備への更新を行った7区に対する広報用放送施設整備事業補助金が主なものであります。次に、4目文書費は、予算現額502万9,000円に対して、支出済額は443万5,744円、執行率は88.2%であります。事項別明細書は22ページをお願いします。13節委託料の102万4,600円は、例規集のデータ更新業務委託料、14節使用料及び賃借料の275万1,756円の主なものは、例規執務システム使用料と印刷機、プリンター複合機等のリース料等であります。

決算に関する説明書は28ページになりますが、7目財産管理費のうち、当課所管は、予算現額5,231万6,000円、支出済額は5,008万7,534円であり、執行率は95.74%であります。7節賃金、191万6,150円はマイクロバス等を運転する臨時職員の賃金であり、11節需用費のうち、当課分は1,062万7,083円で、公用車の燃料代、修繕料などであり、12節役務費のうち、当課分408万266円は公用車の自動車損害保険料及び車検整備等の手数料などであります。14節のうち、当課分は121万8,550円であり、職員等の出張時の高速道路のETC利用料金です。事項別明細書は23ページになります。18節の3,151万9,530円は、大型バスの購入及び軽トラックの購入が主なものであります。

次に、決算に関する説明書は29ページから30ページ、事項別明細書は24ページをお願いします。13目交通安全対策費は、予算現額322万7,000円に対して、支出済額305万7,593円で、執行率は94.75%であります。このうち、1節の180万2,200円は、交通安全指導等嘱託員の報酬が主なものであり、説明書は30ページになりますが、19節の47万100円は、阿久根地区交通安全協会等の負担金が主なものであります。16目庁舎管理費は、予算現額6,070万円に対して、支出済額は5,950万1,158円で、執行率は98.02%であります。このうち、1節の180万3,034円は庁舎・公用車管理員の報酬、事項別明細書は25ページになりますが、7節の515万6,400円は庁舎警備員3人分の賃金であります。11節需用費の1,669万2,848円は、庁舎における光熱水費と燃料費が主なものであり、13節委託料の2,612万6,348円は、浄化槽や庁舎の清掃業務、冷暖房機保守点検業務のほか、主要事業でも申し上げました市庁舎改修計画・設計業務、1,643万7,000円が主なものであります。次に、17目電算管理費は、予算現額1億344万6,000円に対して、支出済額は1億234万6,033円で、執行率は98.94%であります。このうち、7節賃金の139万2,000円は電算関係の臨時職員1名分であり、

11節需用費の1,441万4,951円は、電算関係の消耗品等の購入費が主なもので、12節役務費の996万333円は、庁舎及び庁外施設等の電算専用回線使用料が主なものであります。13節の1,565万7,859円は、電算システム等保守点検業務、庁内ネットワーク保守点検業務などが主なものであり、14節使用料及び賃借料の3,516万1,093円は、システム機器やパソコン等のリース料が主なものであります。

決算に関する説明書は31ページをお願いします。19節負担金補助及び交付金の2,525万2,347円は、電算システムサポート負担金、システム運用交付金が主なものであります。

次に、決算に関する説明書は56ページ、事項別明細書は56ページから57ページになります。第9款消防費1項4目災害対策費は、予算現額1億6,271万7,000円に対して、支出済額は1億6,028万4,360円で、執行率は98.50%であります。3節222万1,338円は、大雨及び台風時の災害警戒、避難所等の対応職員の時間外勤務手当であり、事項別明細書は57ページになりますが、13節委託料の492万9,000円は、防災行政無線デジタル化整備工事監理業務が主なものであります。15節1億3,238万円は、防災行政無線デジタル化整備工事費であり、18節の1,847万6,700円は、車輛一体型給水タンク車及び発電機など災害対策用備蓄の購入費です。19節の114万1,178円は、県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会等への負担金であります。

以上で歳出を終わり、次は歳入について御説明をいたします。

決算に関する説明書は9ページにお戻りください。事項別明細書は5ページにお戻りください。決算に関する説明書の備考欄を中心に御説明をいたします。第12款使用料及び手数料1項1目総務使用料のうち、当課分は、庁舎使用料63万3,729円です。

次に、説明書は13ページ、事項別明細書は8ページとなります。第13款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち、当課分は、社会保障・税番号制度システム整備費239万1,000円であり、マイナンバー関係のシステム運用交付金に充当しております。

次に、説明書は16ページ、事項別明細書は11ページから12ページとなりますが、第14款県支出金2項8目消防費県補助金10万9,400円は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金であり、原子力研修講座への参加旅費及び原子力防災訓練時の消耗品に充当したものであります。

次に、説明書は18ページ、事項別明細書は14ページとなりますが、第15款財産収入1項1目財産貸付収入のうち、当課分は、自動販売機の設置に係る庁舎の貸付料131万450円です。同じく2目利子及び配当金のうち、当課分は、退職手当準備基金利子など32万485円です。

次に、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は16ページとなります。第17款繰入金1項10目地域振興基金繰入金のうち、総務課分は645万6,000円であり、広報用放送施設整備事業に充当したものです。第17款2項4目交通災害共済特別会計繰入金の300万円は、交通災害共済特別会計からの繰入れであり、市道の区画線、ガードレールの設置等を行う交通安全施設整備事業に充当したものであります。

次に、説明書は21ページから23ページにかけて、事項別明細書は18ページになりますが、第19款諸収入5項4目雑入のうち、説明書の備考欄の総務課分の主なものは、説明書の21ページの下から11行目の庁舎貸付自動販売機電気料、説明書22ページの上から4行目の県政かわら版配布手数料、その下の職員健康診断大腸がん等検診助成金、その7行下になりますが水道課貸与パソコン使用料、その5行下の広報あくね広告料とその下のホームページ広告料は、それぞれ事業者からの広告料であります。3行下の職員給与費等負担金は、後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名と県への派遣職員2名の計3名の負担金です。その8行下になりますが、庁舎案内板広告料は、本庁舎正面入口に設置をしております案内板の広告料であります。7行下の自動販売機設置負担金は、市民ホールの自動販売機の設置に係る事業者の負担金であります。

最後に、説明書は24ページ、事項別明細書は19ページになりますが、第20款市債1項8目消防債のうち総務課分は、防災行政無線デジタル化事業債1億3,590万円であり、防災行政無線デジタル化事業に充当したものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

ここで休憩に入ります。

(休憩 11:12～11:24)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

総務課所管の事項について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山田勝委員

成果説明書を見ればそれぞれ研修をしているのだけれども、この中で副市長による講演会を通じて、特に若手職員の職務に意識の啓発や事務処理改善に取り組んだと、こう書いてありますよね。副市長のフェイスブックを見てもですね、かなり職員の指導教育にね、熱心なようなんだが、非常にいいことだよな。具体的にどのようなことをやってるんですか。

松崎総務課長

お答えいたします。研修につきましては、本年2月27日から28日の2日間にかけて、副市長によります、若手職員を対象としました法律の見方・読み方というテーマにしまして、基本的な法律事項について研修をしていただきました。またそのほか、いろんな各課の課題等について、その内容について各課で協議をする際に副市長と協議をしているという状況でございます。以上であります。

山田勝委員

例えばね、独自研修を717人、これは延べ人数だと思うんだけど。その研修を受けた成果というのはどういう形で見えるの。

松崎総務課長

具体的な研修の成果につきましては、最終的には人事評価という形でそれぞれ年に2回職員の人事評価を行っております。具体的には実績や能力等について評価項目を設けまして、自己評価、一次評価者、二次評価者がそれぞれ5段階評価を行って、それに基づいて評価を実施しているというようなところでございます。以上であります。

山田勝委員

私はね、職員は財産だよな。阿久根市の市民共有の財産ですよ。そして、いつも言っているようにね、選抜された方々の頭脳集団ですよ。この頭脳集団が、例えば長島町、あるいは川内市、出水市と比較してどういような競争をして頑張るかというのは、そのまちのね、活性化につながっていくかの話なんだけど。どうも私は、もう仲良しクラブばかりでそれを感じないんだよな。職員が阿久根を何とかせないかん、どげんかせないかんというふうになっている、そういうのを感じない。だから、特にあなたが今人事評価をすると言うたけど、人事評価は誰がするんですか。

松崎総務課長

お答えいたします。一次評価者については、一般の職員については各係長が行います。二次評価については各課長が実施をしている状況でございます。あわせて、管理職につきましては一次評価が総務課長、二次評価が副市長ということになっております。以上であります。

山田勝委員

具体的にね、どのような評価が上がってきますか。おしなべて、みんなよかったよかったですか。たまには厳しい評価の結果が出るんですか。

松崎総務課長

お答えいたします。令和元年度の評価結果におきまして、60点以上80未満が標準というところでございますけれども、その上の85点以上が下半期で1人、80点以上85点未満が13人、これが標準より上の職員、合計14名でございます。それから60点未満の部分ですけれども、50点以上60点未満、勤務成績がやや良好でない者が3人、50点未満の勤務成績が良好でない者が5人というような状況でございます。以上であります。

山田勝委員

なかなかね、意識改革をしてね、できない、なかなか無理だと思いますよ、これだけ長い間淡々と仲良しクラブをやってきた方々にね。でも、このままではどうしようもできないまちになるよ。例えば、先ほど選管の投票率を言いましたけれどね、60何%です。この次は考えない限り50%割りますよ。でも自分からやろうと思わない、国がする、国がですよ。たまには阿久根の職員が、阿久根市がヒットを打ってですね、さすがやねっていうことをしてくれるのをいつも願っているけどなかなか出て来ない。だからその付近は総務課長、特に職員研修のね、職員研修の担当、職員の試験の件、いろいろやっている職員の管理をする担当である総務課が、気合を入れて目を見開いてくれないことには、私はね、このままじゃいかんなどいつも思っているんですよ。そういうことで、松崎総務課長以下、みんな頑張ってると思いますよ。仲良しクラブはいないと思う。だから、ぜひね、いつも私は今から厳しい目で、恨まれようと

何しようとしている限りは徹底、戦いをやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

牟田学委員

今のこの1ページの職員研修についてですが、いろいろ庶務、人権いろいろあります。それで研修も行っていっちゃいますが、人としてですね、社会人として、まあ事例があったんですけども、事を起こしてそのまま対応しないで帰る、そういうのはですね、まず人間として駄目じゃないですか。こういう庶務とかいろんな行政の研修はしてもらってもいいんですけど、まず自分で起こしたことを避けて帰る。その後、総務課長が来てって、それじゃあなってこんと思うんですよ。だから庁舎内であっても庁舎外であっても、自分でしたことについてはちゃんと責任を取ると。やはり、そこ辺りをまず教えないかなとじゃないかな。最後に課長が出てきたどうじゃこうじゃって。そうじゃないと思うんですよ。まず事が起こったときに自分で対処をせんと。上の人に来てどうじゃこうじゃじゃなくて。これがもし、市民にもそういう態度をとってしまえば、もう本当に職員全体が駄目ということに成りかねないですよ。だからそこ辺りはちゃんと、こういう研修もいいですけど、人として、社会人としてどうなのかというところをちゃんとやっていただきたいと思います。課長はどうですか。

〔山田勝委員「ちょっと待ってください」と呼ぶ〕

山田勝委員

私たちは何が何だか分からない話を聞いているんですけど。事例があったらね、牟田委員、事例を言ってください。ここで言うんだったら事例を言わないと分かりません。名前は言わんでよかで、何があったっじゃいろ言わん限り分からなよ。

仮屋園一徳委員長

ある程度の事例とですね、そのような、どのように指導されているのですかというような決算ですので、よろしくお願いします。

牟田学委員

今言った後で分かりますけど、課長の話をちょっと。

〔発言する者多数あり〕

仮屋園一徳委員長

ここで休憩に入ります。

(休憩 11 : 33 ~ 11 : 35)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

松崎総務課長

職員である前に社会人としての常識に欠けていた対応があったとすれば、非常に申し訳なく思っております。今後、その基本的な社会人としてのマナー、ルール、その辺については厳しく指導してまいりたいと考えています。

〔牟田学委員「よろしくお願いします」と呼ぶ〕

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○認定第4号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第4号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

松崎総務課長

認定第4号につきまして御説明いたします。

はじめに、主要事業の成果説明書の10ページをお願いいたします。

交通災害共済事業の目的としまして、交通事故による被害を受けた方を救済するための共済制度として、昭和42年度から開始をされております。事業実施状況としまして、令和元年度の加入者が9,574人であり、加入者は減少傾向であります。2の見舞金については、死亡見舞金が100万円、傷害見舞金として基本額1万円に入院、通院それぞれ1日ごとに記載のとおりの金額を加算した額を見舞金として支給するものです。成果欄に記載しておりますが、令和元年度は、15件の交通災害に対し195万400円の共済見舞金を支給しました。内訳は右に記載のとおりでございます。現状と課題として、共済見舞金の請求者の6割以上が60歳以上であることから、交通事故の減少に向けた交通安全教室、また各種啓発活動を引き続き実施していくこととしております。

次に、11ページをお開きください。交通安全街路灯整備事業については、市防犯組合連絡協議会が管理する防犯灯を交通安全街路灯と位置づけ、LED灯に改修するため協議会に改修経費を補助し、地域の交通安全を図るものです。実施状況として、総事業、補助額とも12万9,600円で、市内4か所の交通安全街路灯について、LED灯に改修しております。

次に、特別会計の決算に関する説明書の1ページをお願いいたします。

交通災害共済特別会計の総括的な内容について申し上げます。1ページの中ほどの交通災害共済特別会計の欄を御覧ください。歳入総額が744万336円、歳出総額が614万3,784円、歳入歳出差引額は、129万6,552円の黒字であり、翌年度への繰越しもなかったことから、実質収支は同額であります。なお、基金への積立額は、36万873円であります。

続きまして、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は24ページをお開きください。第1款1項1目事業費は、予算現額712万5,000円に対して、支出済額は578万2,911円であり、執行率は約81.16%でありました。以下、節ごとにその主なものについて御説明いたします。8節報償費の支出済額31万3,580円は、共済会費の区長取りまとめ謝金であります。11節需用費の支出済額17万9,766円は、加入申込書の送付用の封筒のほか、加入申込書の印刷経費が主なものであり、12節役務費の支出済額13万5,175円は、郵便料及び金融機

関の窓口収納手数料であります。19節負担金補助及び交付金の支出済額214万4,590円は、15件の交通災害共済傷害見舞金と平成29年度から交通災害基金を活用し、事業実施している阿久根市防犯組合連絡協議会に対する交通安全街路灯整備事業補助金、12万9,600円が主なものであります。28節繰出金の支出済額300万円については、市民の交通安全対策の推進のため区画線の補修、ガードレール等の設置・補修を行う交通安全施設整備事業に活用するため一般会計に繰出したものであります。次に、第2款1項1目基金積立金の支出額36万873円は、基金利子等を交通災害共済基金に積み立てたものであります。

次に、歳入について申し上げます。説明書は19ページをお願いします。事項別明細書は23ページになります。第1款1項1目共済会費の収入済額298万700円は、会員の年会費であり、一般の会員が365円の6,460人分、75歳以上の会員が200円の3,114人分、合計9,574人となっています。次に、第2款1項1目利子及び配当金の収入済額15万7,873円は、交通災害共済基金の利子であります。次に、第3款繰入金の収入済額312万9,600円は、交通安全施設整備事業及び阿久根市防犯組合連絡協議会に対する交通安全街路灯整備事業補助金に充当するため、交通災害共済基金から繰入れたものであります。最後に、第4款繰越金の収入済額117万2,163円は、前年度繰越金であります。

以上で説明を終わりますが、御審議をお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第4号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室、総務課消防係入室)

○認定第1号 平令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

総務課参事の説明を求めます。

児玉総務課参事

それでは、総務課消防係所管の事項について、主要事業の成果説明書から御説明いたします。

184ページをお開きください。第9款消防費1項1目常備消防費の常備消防施設整備事業は、電源立地地域対策補助金を活用して、小型動力ポンプ付軽四輪積載車を阿久根消防署に貸借配備したものであります。

185ページになります。2目非常備消防費の消防分団整備事業は、電源立地地域対策補助金を活用して、普通消防積載車を山下分団山下班に、小型動力ポンプを三笠分団三笠第2班にそれぞれ更新配備したものであります。

186ページ及び187ページの消防分団整備事業になりますが、186ページの事

業は、令和元年度の消防団設備整備費補助金を、187ページの事業は、平成30年度の消防団設備整備費補助金を繰り越して活用し、合計で自動体外式除細動器（AED）9式、トランシーバー104台を消防団に配備したものであります。これらにより、災害発生の際には、消防団員が迅速かつ円滑に出動することができるほか、現場における団員の安全の確保、効率的な活動の実施が可能となり、消防団としての消防力の確保及び地域防災力の充実強化を図ることができ、管内住民の安心・安全の向上に寄与したものと考えおります。

主要事業については以上でございます。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明いたします。決算に関する説明書は55ページ、事項別明細書も55ページになります。第9款消防費1項1日常備消防費については、支出済額3億6,380万1,120円で、執行率は約100%であり、決算に関する説明書の備考欄のとおり、小型動力ポンプ付軽四輪積載車の備品購入費、阿久根地区消防組合への負担金などであります。次に、2目非常備消防費については、支出済額5,875万9,123円で、執行率は91.1%であります。

事項別明細書は56ページになります。1節報酬1,171万9,094円は、消防団員219名分の報酬であります。5節災害補償費32万7,419円は、消防団員の遺族補償年金と2名の団員の活動中のけがに係る災害補償であります。8節報償費320万9,564円は、消防団員11名分の退職報償金293万円と消防出初式、消防操法大会の表彰用記念品、謝礼等の報償費27万9,564円であります。9節旅費1,709万234円は、消防団員の費用弁償1,694万2,738円が主なものであります。11節需用費322万9,287円は、消防団の車両等の修繕料や燃料費、消防団詰所の光熱水費のほか、年末警戒時の激励に要した経費などが主なものでございます。12節役務費169万9,516円は、郵便料・電話料等の通信運搬費のほか、消防団車両の車検、保険料が主なものでございます。18節備品購入費1,362万5,432円は、山下分団山下班に配備しました普通消防積載車、三笠分団三笠第2班に配備しました小型動力ポンプ、消防団員の活動服やトランシーバー、自動体外式除細動器の購入経費であります。19節負担金補助及び交付金580万8,273円は、決算に関する説明書55ページの備考欄のとおり、消防団員の退職報償金掛金430万800円、団員等公務災害補償等共済基金掛金49万9,793円、消防団員の福祉共済等への補助金として、消防団互助会に交付した71万9,250円などが主なものであります。

決算に関する説明書は56ページになります。28節繰出金135万6,000円は、消火栓の維持管理経費として簡易水道特別会計に153基分45万9,000円、水道事業会計に299基分89万7,000円支出したものであります。次に、3目水防費の支出済額6万2,381円は、水防用資材や補修用資材を購入したものでございます。次に、4目災害対策費のうち、総務課消防係が所管する予算は100万円でありましたが、支出を要する災害が無かったことから支出はございませんでした。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

歳入は、決算に関する説明書のみで説明いたします。14ページをお開きください。第13款国庫支出金2項8目消防費国庫補助金は、トランシーバー、自動体外式除細動器購入に係る消防防災施設整備事業費補助金であります。

21ページになります。第19款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち消防係所管分は、備考欄にあるとおり、消防団員遺族補償年金、消防団員公務災害補償金、消防団員退職報償金の3件でございます。

22ページになりますが、20節雑入のうち消防係所管分は、備考欄の上から6行目の原子力立地給付金のうち5万7,000千円、中ほどにあります県消防協会火災共済制度出資金割戻金1万4,750円、23ページの上から1行目になりますが、県消防協会福祉共済制度返戻金の2万8,672円が主なものであります。

24ページになります。第20款市債1項8目消防債のうち、消防施設整備事業債4,820万円は、阿久根消防署の水槽付ポンプ自動車更新のための負担金に充当したものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

参事の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

主要事業の成果説明書184ページのところに、小型動力ポンプの不具合の発生が多いと書いてありますね。この表現がすごく気になるのですけれども、不具合の発生とか、必要なときになって動かなかつたと、こういう意味ですよ。ポンプとかこういう部品、機械は定期的な消耗部品の交換とか、そういったものが必要なはずなんです。点検整備、そして部品の交換、そういった日頃の動力ポンプの扱いと言いますか、そういったことがやられていないということがこの文章から推測されるのですけれども、この不具合というのはどういうことが起こったのかを。なければ後でもいいですけども。

児玉総務課参事

小型動力の点検につきましては、年1回業者に委託して全ポンプを点検してもらっています。その際分かればすぐに修理等していただくと。各消防団員につきましては、大体月1回定例会を開いてポンプを試運転等しております。その際に不具合があれば、その際、また修理等しているという状況であります。火事等の災害の場合にそういった不具合が出ないような形でやっているという状況でございます。以上です。

竹原信一委員

やっぱりその程度なんですね。あのね、こういう道具というのは、エンジンを動かしてみても音が悪いとか、おかしいとか、そういったことで気づかないといけないわけですよ、使う人が。年に1回業者に任せればいいというもんじゃないわけです。分かりますかね、このセンス。ことごとくそうなんだけど、阿久根市役所の扱いは。自分のもんだったらちゃんとするはずなんだけどなあ。乗ってて車の音がおかしいなみたいなことは、ね。消防団をやっている人でちょっと水を動かしてみたときに変だというのが判らないといけないんですよ。必要な、火事になったときに不具合が出てきたって、これじゃあさあ、駄目でしょ。分かります、私が言っていること。取組体制、装備に対する姿勢がなっていないということがこれだけではっきり分かるんです。あなたの説明も年に1回業者に出していますって、そうじゃないでしょ。日頃から機器についての

関心というかな、意識を持ってやっていると答えないとけないはずですよ。じゃあね、不具合の状況について、どのような不具合があったのか、そういったことは記録してあるのですか。

児玉総務課参事

まず先ほども申し上げましたとおり、各消防団班においてそれぞれ定例会がありますので、その際大体ポンプの試運転をやっております。その際に不具合があればその際に修理をするということでやっております。年1回の全体的な点検はしますが、それぞれの消防団で試運転等をして、不具合があった場合はその都度修理をしているという状況です。

竹原信一委員

不具合の中身を教えてください。

児玉総務課参事

よくあるのが真空ポンプ、水を給水するときに給水できない、ポンプが上手く動かないというのが一番多いという状況です。

竹原信一委員

原因は。

児玉総務課参事

ポンプの真空部分の老朽化があるかと。だからその部分を換えていただくというのが主な修理で、そこが一番多いところです。

竹原信一委員

そうでしょう。その部品というのが壊れやすいとか、そういう消耗部分があるんですよ、そういった物には。そこのところを点検、あるいは早期に、不具合があつてからではなくて点検していかなくゃいけない。そこのところちょっとね、甘いんですね、ということが理解できますよ。その件数とか分かりますか、同じところが起こるはずですよ、恐らく。違うの。ちょっとよく調べてみてください、そこら辺を、ね。不具合の発生が多い、大概同じようなところが起こっているんですよ、はずですから。そこのところを早めに部品を交換するとかね、例えば必要なら油を注入するとかね、そしてそういった点検整備の記録もちゃんとつけていかないと。分かりますか。

山田勝委員

関連してね、私も昔の話だけど、消防の経験があるんだけどね、ひと月に1回や2回は必ず点検するでしょう。ちゃんとエンジンは当たり前あつとかつて、ちゃんとやってるでしょう。今んしはせんとや。

児玉総務課参事

それぞれに班において定例会をやっておりますので、その際に点検はされていると思っております。

山田勝委員

あなたは点検をされるというけど、そのお願い、指導は誰がするの。当たり前のことを当たり前にしておきさえすればですね、相当古くなってもね、そんなことは起きないよ。毎日だ一って使っているわけじゃないんだから。ほとんど、1年のうちに何遍も使わんでしょうが。ただ放水をするときだけが一番するだけの話で、普通はもうほとんど使わないよ。だから点検をね、ちゃんとし

とればね、不具合が生じたって、水が出んやっただということはないと思いますよ。要は、そこまで指導は誰がするかってこと。それなりの予算もちろんしてある、それぞれのところで消防団というのはできているわけだから。それはもう消防団の基本的なところの指導が悪かもんわ。団長は誰か。それはもう言っているですよ。その付近はちゃんと厳しく言わないとね、不具合があって起こらんやっただ、真空ポンプをやって水が出やんかったじゃ始まらんが。どこん分団じゃったか。ということやっで、ちゃんとしてよ。

児玉総務課参事

今、山田委員がおっしゃられたように、団本部とも協議して、また指導していきたいと思います。

山田勝委員

もういいけどね、もうひと言言えね、消防団の人というのはね、ピリピリピリピリして、そういうのは対応しているはずだよ。そういう中でそれが出てくることのほうがおかしい。だから、議会でがんがん山田議員が言ったって言ってよかど。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号について、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

この際、午前中の審査を一時中止し休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

（総務課消防係退室）

（休憩 12：03～13：00）

（選挙管理委員会事務局入室）

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで選挙管理委員会事務局長から、質疑のあった件について発言の申出がありますので、この際許可いたします。

蘭畑選挙管理委員会事務局長

午前中、山田議員から御質疑がありました、不在者投票施設の数につきましてお答えいたします。県内全体で422施設（訂正あり）、出水地区内では阿久根市に9施設、出水市に13施設（訂正あり）、長島町に3施設となっております。以上です。

（選挙管理委員会事務局退室、福祉課入室）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野福祉課長

それでは、福祉課所管の事項について御説明します。

初めに、主要事業の成果説明書の中から、主な事業について御説明いたします。福祉課所管の事業の記載範囲は、説明書の30ページから47ページまでとなります。

それでは、主要事業の成果説明書の30ページをお開きください。プレミアム付商品券事業は、昨年度、消費税が10%へ引き上げられたことに伴い、低所得者や子育て世帯に対してプレミアム付商品券を販売し、税率引き上げに伴う負担増の緩和と、消費の下支えを目的に実施したものです。4,000円の自己負担で5,000分の商品券を購入でき、国が必要経費の全額を負担するものでしたが、現状と課題にも記載したとおり、対象者が限定され自己負担が必要なこと、また利用期限があることなどから、当初の想定より商品券の売上が伸びなかったところでございます。

説明書31ページは、障がい者自立支援介護給付事業であり、自宅及び施設入所している障がい者について、日常生活における介護支援を行う事業であり、事業実施状況欄の記載の居宅介護事業ほか6事業について実施をいたしました。

次に、32ページの障がい者自立支援訓練等給付事業は、身体機能の向上や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う事業であり、自立訓練をはじめ、4事業を実施したところです。

35ページにお移りください。障がい者自立支援医療費等事業は、身体障害者等で通院による治療を継続的に必要とする方を対象に、医療費の本人負担額が原則1割となる事業であり、給付実績につきましては、事業実施状況欄のとおりでございます。

次に、36ページをお願いいたします。地域生活支援事業は、障がい者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じ、相談支援事業ほか、8事業を実施したところでございます。

40ページに移り、子ども発達支援センターこじか運營業務委託は、児童発達支援センターこじかの運営を、指定管理者制度を活用して社会福祉法人青陵会に業務委託し、実施しているものです。同センターでは、早期の療育が必要な未就学児を対象にして、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、保育所等を訪問しての集団生活への適応のための支援及びサービス利用に当たっての連絡調整や支援利用計画の作成する事業を行っているところです。現在、近隣市町からも児童を受け入れ、出水地区の中核的な支援施設としての役割を果たしているところです。

41ページに移り、出生祝い商品券支給事業は、子供の出生を祝福し、商品券を支給することにより、子育て世帯の経済的支援等を行うもので、昨年度までは、第1子に3万円、第2子に5万円、第3子以降の子どもに10万円分の商品券を支給いたしました。事業の成果欄に記載したとおり、商品券は保健師が新生児訪問する際に持参しており、訪問拒否の防止や乳児期における母親の産後うつ等の早期発見及び虐待予防にもつながるものと考えております。支給対象者は平成23年度から28年度までは130人台で推移していましたが、その後減少

し、令和元年度は92人となっています。なお、本年度は第1子の出生から一律10万円の支給を行い、子育て世帯にかかる経済的負担の軽減をさらに進めているところです。

次に、42ページになります。子ども医療費助成事業は、子供に係る医療費を助成することで、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子供の健康の保持・増進を図ることを目的としています。事業の成果欄に記載のとおり、平成30年8月診療分から助成対象年齢を18歳まで引き上げ、さらに同年10月診療分からは、住民税非課税世帯の未就学児を対象に窓口負担を無料化したことで、子育て世帯の経済的負担の軽減並びに経済的理由から診療を控えていた世帯の解消と子供の健康増進が図られたところです。

次に、44ページに移り、放課後児童健全育成事業は放課後児童クラブの運営であり、令和元年度は市内9か所で、延べ5万1,095人の児童が利用しました。また、令和2年度からは、めぐみ楽童クラブが開設されており、昨年度は開設準備に当たっての補助を行ったところです。事業の成果欄に記載のとおり、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う小学校の臨時休業が実施されましたが、児童クラブでは、感染予防策を講じながら、午前中から開所し、保護者が安心して働ける環境づくりに取り組んだところでございます。

次に、45ページになります。生活困窮者自立相談支援事業は、経済的に困窮している方からの相談に包括的に対応し、関係機関と連携して生活困窮状態からの脱却を目指すことを目的に、市社会福祉協議会に委託して実施している事業です。令和元年度の年間の相談件数は208件で、相談内容で最も多いものは収入や生活費関する相談であります。事業の成果としては、支援員が他事業へのつなぎ、さらにハローワーク等の関係機関と連携することで、協働して相談者の立場に立った支援を行ってきているところです。一方で、支援が必要な方はまだ存在していると思われ、今後も事業の広報・啓発活動を通じ、潜在化しやすい対象者の発見に努める必要があると考えているところです。

次に、46ページになります。子供の学習支援事業は、生活困窮世帯の子どもたちに学びの場を設け、学習習慣の確立や学力の向上を図り、将来的に貧困の連鎖を断ち切ることを目指して学習教室を開設しているものです。児童扶養手当受給世帯等の児童を対象に、第2週を除く毎週土曜日に、中央公民館鶴見文館において学習教室を開催し、令和元年度は前期に15人、後期に23人の参加がありました。事業の成果としては、講師が個別指導に近い状態で子供たちの学習を支援することで学習習慣の定着や学習意欲の向上に繋がったところでございます。

次に、47ページは、生活保護の扶助事業であります。令和元年度の扶助費の合計は、3億715万5,000円で、前年度と比較して、1,680万円の減少となっております。平成30年度から、保護世帯及び被保護者数、相談件数はほぼ横ばいで推移しております。現状と課題としては、平成30年度と比較し、医療扶助は減少したものの、依然として全体の約65%を占めているところです。また、高齢世帯の占める割合が高くなっており、今後、介護扶助も増加してくるものと考えられます。今後は、被保護者各人の健康状態に対応した健康管理施策の実施が重要となると考えます。

以上で、主要事業の成果説明書での説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき御説明いたします。

初めに歳出から。決算に関する説明書は34ページ、事項別明細書は30ページをお開きください。第3款民生費1項1目社会福祉総務費の1節報酬は、民生委員推薦会委員への報酬であり、7節賃金は、プレミアム付商品券事業の事務補助臨時職員3名分の人件費であります。13節委託料は、社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務に係る委託料が主なものであり、令和元年度は、市内の3社会福祉法人について指導監査を実施したところです。19節負担金補助及び交付金は、説明書の備考欄に記載の福祉関係団体への負担金額とプレミアム付商品券事業における登録店へ商品券換金分であります。28節繰出金は、健康増進課所管分であります。次に、2目心身障がい者福祉費は、障がい者福祉サービスに係る委託料及び扶助費が主なものであります。13節委託料のうち、相談支援事業及び2行下の地域活動支援センター事業は、長島町と共同で、社会福祉法人に委託して障害者の相談や福祉サービス等の利用支援及び機能訓練や社会適応訓練を行うものであります。また、説明書は35ページに入り、子ども発達支援センターこじか指定管理業務は、令和3年度までの指定管理者契約となっております。19節負担金補助及び交付金のうち、高齢者等福祉タクシー利用助成事業は、令和元年度は10名の利用と、実績額としても少なかったことから、令和2年度から介護長寿課所管分の一般高齢者への助成分に含めて運用しているところです。

次に、事項別明細書は32ページに入り、20節扶助費は、障がい者自立支援事業や地域生活支援事業の各事業であり、内容は主要事業の成果説明書に記載のとおりでございます。

次に、決算に関する説明書は37ページ、事項別明細書は33ページに移り、2項1目児童福祉総務費1節報酬は、家庭相談員2名と児童・福祉等福祉サービス事務嘱託員1名の人件費が主なものであります。8節報償費のうち、出生祝い商品券は、令和元年度は92名の対象者にお渡ししました。20節扶助費の主なものについて、児童扶養手当は、ひとり親家庭の母又は父等に支給するものであり、延べ3,231人に支給しました。自立支援教育訓練給付事業は、申請があった2人に、ひとり親家庭医療費助成事業は、延べ5,007人に、また、子ども医療費助成事業については、延べ2万7,618人にそれぞれ助成いたしました。

事項別明細書は34ページ、2目児童措置費20節扶助費は、児童手当の支給であり、延べ児童数は2万3,370人で、対前年度比831人の減でありました。次に、3目保育所費は、みなみ保育園の職員と保育士嘱託員、看護師嘱託員、給食嘱託員の計15名の人件費及び施設管理費等が主なものであります。

決算に関する説明書は38ページに入り、13節委託料は、一般廃棄物収集業務など、説明書備考欄に記載の10件の業務を委託したものであります。17節公有財産購入費の雲梯・滑り台は、みなみ保育園開設以来使用してきた遊具の破損・腐食がひどかったために、新たに購入したものでございます。次に、4目児童館費の主なものは、13節委託料の放課後児童健全育成事業であり、市内に9か所ある放課後児童クラブの運営委託費であり、14節使用料及び賃借料は、第2阿久根学童クラブで使用しているN T T阿久根ビルの賃借料が主なもので

あります。

事項別明細書は35ページ、5目保育施設運営費13節委託料は、社会福祉法人青陵会に委託し、おりた保育園で実施している地域子育て支援センター事業であり、保育園入園前の親子を対象とした子育てサークルの育成・支援や育児不安についての相談・援助等を行っているところです。19節負担金補助及び交付金は、保育対策等促進事業が主なものであり、各保育園で実施している延長保育事業等の実績に応じて補助を行い、保護者の就労支援と保育サービスの充実に努めているところです。20節扶助費は、保育所の運営費であり、市内の私立保育園及び認定こども園7か所、さらに市外の保育園や認定こども園及び事業所内保育事業所の計11か所に対し、延べ児童数7,524人分として、7億782万円を支出しました。

決算に関する説明書は39ページになります。次に、3項生活保護費1目1節報酬は、生活保護嘱託医2名及び生活保護レセプト点検事務嘱託員1名の報酬であります。

事項別明細書は36ページに入り、13節委託料の生活困窮者自立相談支援事業は、生活全般の困りごと相談として、市社会福祉協議会に委託して実施しているもので、主要事業の成果説明書で御説明したところであります。23節償還金利子及び割引料は、平成30年度分生活扶助費等国庫負担金等の国への返還金であります。次に、2目扶助費は、生活保護受給者に対する扶助費であり、主要事業の成果説明書で御説明したとおりであります。次に、4項1目災害救助費20節扶助費については、住宅火災見舞金1件、5万円を支給したところです。

以上で、歳出を終わり、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は8ページ、事項別明細書は3ページをお開き願います。第8款地方特例交付金2項1目子ども・子育て支援臨時交付金は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に係る地方負担分について、国から交付されたものでございます。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は4ページに入り、第11款分担金及び負担金2項1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金の主なものは、保育所運営費であり、いわゆる保護者から納入される保育料でございます。事項別明細書に記載のとおり、不能欠損10万4,910円を行い、収入未済額は145万9,490円となっております。保育料滞納者への対策としては、児童手当の支給時などに納入相談を実施するとともに、夜間の訪問徴収や電話相談、催告書の発送などに取り組み、徴収率は95.54%と、前年度と比較して1.69ポイントアップしたところでございます。

次に、決算に関する説明書の12ページ、事項別明細書は7ページになります。第13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金のうち、1節社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係る国庫負担金であり、基準額の2分の1を国が負担するものであり、2節児童福祉費負担金は、各事業において3分の1から2分の1の負担割合、3節児童手当給付費負担金は約3分の2、4節生活保護費負担金は4分の3が国の負担割合であります。

次に、決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は8ページになります。2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金では、地域生活支援事業費の

基準額の2分の1を、プレミアム付商品券事業費は経費の全額を国が補助したものです。2節児童福祉費補助金は、各事業の補助率に応じた国からの補助金額であります。

次に、決算に関する説明書は14ページ、事項別明細書は10ページになります。第14款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係るものであり、県が事業費の4分の1を負担するものでございます。2節児童福祉費負担金のうち、保育所運営費は、私立保育園の保育所運営費に充てるもので、県の負担は事業費の4分の1、3節児童手当給付費負担金の県負担分は事業費の6分の1でございます。

次に、決算に関する説明書は15ページ、事項別明細書は11ページになります。2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金は、説明書備考欄の老人クラブ関連、元気度アップ事業、自殺対策強化事業を除く事業が福祉課所管であり、それぞれ4分の1から2分の1の県の補助率となっています。2節児童福祉費補助金は、同様に各事業において3分の1から3分の1の補助率となっています。

次に、決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書は13ページになります。3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金及び2節児童福祉費委託金は、市町村権限移譲交付金が主なものであります。

次に、決算に関する説明書19ページ、事項別明細書は14ページになります。第15款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、決算に関する説明書19ページの上から3行目地域福祉基金が福祉課所管分でございます。

次に、決算に関する説明書は21ページ、事項別明細書は18ページをお願いいたします。第19款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち、福祉課所管分は、国保連合会障害児給付費交付金であり、これは児童発達支援事業に係る給付費として、国保連合会から交付されるものであり、心身障害者福祉費における子ども発達支援センターこじか運営事業などに充当しているところです。次に、20節雑入のうち、福祉課所管の主なものとして、決算に関する説明書の雑入の上から6行目の延長保育事業利用料、一時保育事業利用料、保育所職員給食費負担金は、いずれもみなみ保育園分であり、それから3行下の相談支援事業他団体負担金と地域活動支援センター事業他団体負担金は、いずれも長島町と共同実施している事業の長島町分の負担金でございます。

次に、決算に関する説明書は22ページになります。上から3行目生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護受給者の収入未申告等による返還金等であります。なお、雑入の収入未済額のうち、229万4,289円については、生活保護法返還金のうち令和元年度に返還が終了しなかったものであり、滞納繰越処分を行い、その対象者は11名であります。また、説明書22ページの中段より少し下のところ、重心医療費助成金返納金、その7行下過年度分児童福祉費国庫等負担金、説明書は23ページに入り、上から7行目、プレミアム付商品券売払収入、その4行下、園児給食費負担金が福祉課所管分でございます。

次に、事項別明細書の18ページ、第20款1項2目民生債5節災害援護資金貸付金債については、令和元年度において災害等による貸付該当者がなかったた

め、全額不用となったものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

中面幸人委員

分からないので教えてください。主要事業の成果説明書の40ページになります。3款1項2目の子ども発達支援センターこじか運營業務委託について、財源について分からないので教えていただきたいと思いますが、こういう身障者といいますか、こういう類の社会福祉については国とか県の補助で大体賄っているのがほぼ、この事業についてはなんですが、この業務委託については、これを見れば国・県のなんかの補助はないわけなんですけれども、この施設、事業は、大変重要な役割を果たしている事業であり施設であると思いますが、今のこじかについては阿久根市以外の2市1町からも参加されておりますけれども、この運營業務委託についてはほぼ国・県の補助はなしということで、どのような形の仕組みになっているのですか。

中野福祉課長

説明のほうの後半部分でちょっと御説明いたしましたが、歳入のですね、決算に関する説明書の21ページ、雑入のところの団体支出金の一番下のところ、国保連合会障害児給付費交付金。これが国保連合会のほうから交付をされる団体への支出金であって、こちらのほうを財源に、こじかの運営財源に充てているというところでございます。以上です。

中面幸人委員

確認です。結局、国とか県じゃなくて、こういう国保連合会の給付金で賄っているという理解でよろしいんですか。この委託料の5,330万に対しては。

中野福祉課長

すみません。私もちょっと不勉強なのですが、国保連合会からは5,300万円の団体支出金があるところですが、全額をここから、決算の主要事業成果説明書でも5,330万円をその他の財源で賄っているというところからすると、こちらのほうに全部入れているというふうに考えているところです。間違っているかもしれません。間違っていたときには、また修正させていただきます。

中面幸人委員

分かりました。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(福祉課退室、企画調整課入室)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山下企画調整課長

認定第1号のうち、企画調整課の所管事項について御説明申し上げます。

はじめに、主な事務事業について、主要事業の成果説明書により申し上げます。

成果説明書の14ページをお開きください。宿泊施設整備支援事業補助では、市内民間事業者が行った宿泊施設の整備に対して補助を行い、市内における観光など宿泊者舎受入体制の強化を図ったものであります。

15ページになりますが、アクネ大使による学習の場づくり事業では、各分野で活躍されているアクネ大使の方々による講演会等を6回にわたって開催し、子供たちを含めた市民の方々の郷土愛の醸成や知識、技能、教養を深める機会となったところであります。

16ページになりますが、空き家改修補助事業では、3件の空き家改修について補助を行い、市外から本市への6人の本市への定住につながったところであります。

18ページになりますが、移住定住促進補助事業では、50件、1,290万円を、19ページの定住促進対策木造住宅建築補助事業では、36件、882万7,000円を、20ページの地域支え合い定住支援補助事業では、16件、2,252万円をそれぞれ補助しており、移住定住の促進や良好な地域社会の形成に寄与したところであります。

21ページになりますが、乗合タクシー運行事業では、市内の42区において、2,145回に渡り延べ4,544人の方々の利用をいただいております。

22ページになりますが、地域色づくり事業は、地域コミュニティの活性化につながる取組を支援するため、これまでの補助を見直したものであり、定例的な活動等を支援するほか、健康づくりや防災活動への取組の実績に応じて総額で1,384万7,000円の補助金を交付したところであります。

23ページになりますが、国際交流事業では、昨年11月に、台湾台南市善化区の善化高校生など15人を本市に迎え入れ、ホームステイや鶴翔高校での諸行事への参加等により本市での生活・文化体験等の交流を行ったところであります。

次に、決算の主な内容について、御説明いたします。

歳出から、歳入歳出決算事項別明細書及び決算に関する説明書により申し上げますが、事項別明細書は23ページ、決算に関する説明書は28ページから29ページにかけてとなります。第2款総務費1項8目企画費は、予算現額3億4,303万7,000円に対して、支出済額は3億689万6,795円、執行率は89.5%であります。

以下、節ごとに主なものについて御説明いたします。8節報償費は、学習の場づくり事業に関するアクネ大使への謝礼やまちづくりビジョン検討委員会への委員の出会謝金が主なものであります。9節旅費は、アクネ大使による学習の場づくり事業、台湾台南市善化区との青少年交流事業、関東・東海・近畿の

各地区の阿久根会への出席に係るものが主なものであります。11節需用費は、官庁速報の購読、華の50歳組歓迎レセプションや国際交流関係事務が主なものであります。13節委託料は、阿久根駅の樹木管理業務と折口駅トイレの清掃業務が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の主なものは、説明書29ページの備考欄の中ほどに記載の民間事業者の宿泊施設整備等への企業立地促進、乗合タクシー運行事業、移住定住促進補助事業、地域色づくり事業、空き家活用支援事業に係る補助金が主なものであります。23節償還金利子及び割引料は、ブルートレイン等に係る補助金の国への返納還金と原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の精算による償還金であります。このうち、ブルートレイン等に係る補助金については、運営していた法人の破産により、間接補助者である市が、残存価格の2分の1に相当する額176万8,852円を予備費から支出して国へ返納還し、また、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金では、住民輸送用バス導入事業の実績に伴い、382万7,959円を国へ返納したものであります。25節積立金は、寄附金等の実績により積み立てたものであり、その内訳は、説明書の備考欄に記載のとおりであります。

次に、事項別明細書は29ページから30ページにかけて、説明書は33ページになります。5項統計調査費1目統計調査総務費は、予算現額694万4,000円に対して、支出済額は687万3,603円で、執行率は99%であります。その主なものは、職員1名分の人件費のほか、消耗品の購入や市民所得推計事務に係る県統計協会に係る委託料であります。2目基幹統計調査費は、予算現額500万円に対して、支出済額386万4,860円で、執行率は77.3%であります。その主なものは1節報酬であり、農林業センサスに係る調査員等の報酬であります。

次に、事項別明細書は40ページ、説明書は42ページになります。第5款労働費2項2目働く女性の家管理費は、予算現額396万9,000円に対して、支出済額は378万9,200円で、執行率は95.5%であります。このうち、主なものは、1節報酬の働く女性の家指導員1名分の報酬と7節賃金の働く女性の家の夜間及び土曜日における管理人の賃金、8節報償費の年度中に開催した市主催講座の講師謝金であります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について、決算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の11ページになります。第12款使用料及び手数料1項8目労働使用料は、働く女性の家の施設使用料であります。

次に、13ページになります。13款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち企画調整課所管分は、備考欄記載のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金4,805万2,116円であり、B & G温水プールの木質バイオマスボイラー設備導入事業に活用したものであります。

次に、15ページになります。第14款県支出金2項1目総務費県補助金は、原子力発電に関する住民広報等調査費として交付される広報・調査等交付金や電源立地地域対策交付金が主なものであり、電源立地地域対策交付金は消防団積載車整備など10事業に活用しております。

次に、17ページになります。3項1目5節統計調査費委託金の主なものは、農林業センサスに係る委託金であります。

次に、18ページから19ページにかけてとなります。第15款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、企画調整課所管分は、ふるさと創生基金、人材育成基金、地域振興基金に係る利子であります。

次に、19ページから20ページにかけてとなります。第17款繰入金1項5目ふるさと創生基金繰入金は「サンセット牛之浜景勝地」道の駅整備事業に、次のページの6目人材育成基金繰入金はアクネ大使による学習の場づくり事業に、10目地域振興基金繰入金は、広報用放送施設整備助成事業、地域色づくり事業などにそれぞれ充当したものであります。

次に、22ページになります。第19款諸収入5項4目雑入のうち企画調整課所管分の主なものについて御説明いたします。説明書の備考欄の真ん中ほどの場合外車券売場設置市地元協力金は、サテライト阿久根の場合外車券の売上げの一部が地元協力金として納入されたものであります。その11行下の乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金は、乗合タクシー運行事業者に交付された前年度の運行実績に対する国庫補助金について、市から交付している乗合タクシー運行事業補助金と重複する分が返納されたものであります。

最後に、23ページになります。第20款市債1項1目総務債は、肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業に充当するため借り入れたものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

中面幸人委員

成果説明書16ページのですね、2款1項8目の定住促進対策事業、空き家改修事業補助事業でございますが、実績として3件ほど上がっておりますけれども、私たち議員でする議員と語る会で、若い農業従事者等の議員と語る会をした場ですね、阿久根で農業したいということで四国から来た若い人が空き家を見つけて回って60件当たったけど、60件とも駄目だったと。その駄目だった理由がですね、中に仏壇等の家財道具が入っていて家主さんがOKを出さないということなんですよ。だから、今後、現状の課題として、空き家の有効活用を図るというふうに書いてありますけれども、その基になるですね、行政としては空き家の調査をやって、リフォームして使えるものと、そういうふうにしたと思うんだけど、そういう使えるものであっても中に家財道具が入っておればなかなか利用できないわけですね。だから、基本的にその辺からですね、行政はしっかりと補助でも出して家主さんと語って空けてもらえるような状況をつくってやらないと、なかなか進まないのじゃないかなというふうに思っているわけなんですけど、実際どうなんですか、課長。果たして使える空き家はあるけれど、空き家バンクに登録しているけれど、実際、話をしてみても、60件当たって60件とも駄目だったという、事実そういう話をされるのを聞けばですよ、どうかなと思うんだけど。実際、家主さんと話をしてみれば使えるのかという、そういうチェックもしているんですか。

山下企画調整課長

昨年度実施しました空き家については、これまでこういう制度はなかったの

ですけれども、定住する目的で空き家を改修された場合に200万円以上の増改築に対して100万円を限度として補助をした、それが3件ございます。令和2年度はまた別の空き家の事業を行っておりますが、実はこの事業については制度を企画調整課のほうで設定して、実際の現在の運用は都市建設課のほうで行っております。企画調整課で空き家バンクの登録の際に、いろいろとやっぱり問題になるのは、土地の地形であるとか道路の取付けだとか間取りだとか、そういったものでなかなか登録できないものもあります。また、今60件ほど当たられたとの紹介がありましたけれども、こういった事情で家財等の撤去ができなかったのか、それぞれ個別の事情があると思いますので、そこは何とも申し上げることができませんけれども、少なくとも空き家バンクに登録できる状態というのは家財がある程度整理されて、そして情報として提供したらすぐに活用できるような、そういう状況にあるものが登録可能なものになってくるのかなと思っておりますので、個別には一つ一つの空き家の実態を見て対応していくことになるかと思っております。

中面幸人委員

課長のほうではそういうふうに理解されていると思うんだけど、実際、行てですね、例えば、老人が亡くなって家はまだ使えるけど、子供たちが都会におればですね、なかなか家財道具を処分するというのが多分難しいと思うんですよね。その辺あたりをはっきりですね、本当に家財道具が処分されれば貸して、売ったりしてもいいですよと、しっかりそこをしないと、阿久根に住もうとする人たちも、いざ来てみればそういう状況でなかなか難しいと思うんですね。だから、もう一度ですね、そういうところのチェックをお願いした上で空き家バンクにですね、登録したほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

白石純一委員

成果説明書の18ページ、19ページ、20ページ。定住促進対策事業として3つの異なる事業が昨年までございました。ただ、この3件共に昨年で終了しております。この成果説明を見るとですね、最後の2件については徐々に少なくなってきておりますけれども、18ページの事業についてはほぼ横ばい。人口が減っていつていることを考えると、ある程度の成果が出てきているというふうにも見れるわけですが、これらの3つの事業共に去年で終わってしまったと。それで、それに代わるものとして、今年度、空き家改修事業をより充実はさせていращやるようではありますが、去年で終わった3事業についての成果を評価されるのであればですね、そのうちの幾つか、あるいは少し形を変えてでも今年度以降も継続されることも検討できたのではないかと思うのですが、その辺りの経緯を教えてください。

山下企画調整課長

移住定住については3つの事業を実施してきました。この事業については、当初3年間の時限措置というふうに行っておりましたけれども、期間をこの間2回ほど延長して令和元年度をもって終了したという経緯でございます。委員が今御指摘のとおり、この間、一定の成果があったというふう理解しており

ます。この成果を受け止めて、昨年度、一方では空き家が増加している実態もあるという現状もございましたので、空き家の改修を通じて定住が図られる場合に、これまでよりも手厚い補助をしていくことによって空き家と定住の確保をしよう、こういう形で新しい制度を創設したということでございます。今後においては、特に今、感染症の拡大の影響もあって地方への関心等が高まっている中、今後の移住定住策としてはどういったことが考えられるかは、現状に鑑みて検討を図っていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

白石純一委員

ぜひですね、今課長がおっしゃられたように、これからは地域間競争でいかに人を呼び込むかという事が自治体経営にも関わってくると思いますので、ぜひ積極的にまた定住促進事業をいろいろ検討して、充実していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

竹之内和満副委員長

主要事業の成果説明書の22ページ、2款1項8目集落活性化対策事業についてですが、事業実施状況を見ますと、区77件地域活動支援ですね、その(2)(3)については区以外に団体6件と団体1件ということで、どういう団体がこの地域色づくり事業で補助をもらっているのか、教えてください。

山下企画調整課長

団体の地域色づくり事業の活用についてでございました。地域活性化事業で活動活性化事業で6件の団体がございますが、これは地域で、例えば旧3月10日祭りを実行される方々であるとか、田代地区のカッセイ会であるとか、山下校区の校区体協であるとか、脇本元気まつりであるとか、こういった地域でのいろんなイベントを開催される団体に対して交付をしてきたところでございます。

竹之内和満副委員長

3番目の施設整備補助1件というのは、これはイベントではないですね。

山下企画調整課長

施設整備補助事業については、脇本地区の花を咲かせ隊の花壇の看板表示に対して補助をしたところでございます。

竹之内和満副委員長

それについては分かりました。現状と課題ということで、3年間の時限措置ということで、恐らく来年度までだと思うのですが、これはもう完全に廃止するのですか、また元に戻るとか継続するのか、それはどういう方向性なんでしょう。

山下企画調整課長

この事業は実施をしてきた動機の一つが、令和元年度から、市税等の取りまとめを集落で行っていただいておりますけれどもそれが廃止されまして、その廃止されたことにより報償金も集落のほうには入らないことになりましたので、これらが集落の活動財源と事実上されていたことから、地域のコミュニティ機能を損なうことのないよう、この事業を設けたというのが動機でございました。一定の事業を行う場合にはやはり一定期間、この成果を踏まえながら今後方向性を決めていく必要があると思っておりますが、方向性を決めるに当た

っては、制度設計に当たっても区長会の方々と協議をしてまいりましたので、今後も協議をしてまいりたいと、このように考えております。

竹之内和満副委員長

了解しました。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

ここで、暫時休憩に入ります。

(企画調整課退室)

(休憩 13:57～14:09)

(税務課入室)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第1号中、税務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

新町税務課長

それでは、それでは、税務課所管の事項について、御説明します。

決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明します。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページをお開きください。説明書の6ページに記載のとおり、市税の調定額合計21億7,477万4,869円に対し、収入額合計は、20億3,137万3,981円であり、調定額に対する収入率は、93.41%で、前年度収入率92.37%を1.04ポイント上回りました。

次に、税務課で取り組みました主な収入率向上対策について、御説明いたします。年間を通して、滞納者の生活状況調査、預貯金調査等を行い、適切な差押えや執行停止など滞納処分を実施してまいりました。特に、滞納繰越分の出納閉鎖の3月末、現年分の出納閉鎖の5月末に合わせ、3月から5月を徴収強化月間と位置づけ、臨戸訪問等により納税相談、徴収等を集中して実施してまいりました。催告書の発送につきましては、現年度滞納者を中心に9月・11月・4月の3回実施し、滞納の早期解消に努めてまいりました。市外在住滞納者につきましては、徴収や納入催告だけでなく、預貯金や勤務先、給与額等の実態調査を行いながら、差押などについても、適正な滞納処分として必要と判断した場合は実施しております。滞納者宅の搜索で差し押えた物品の換価につきましては、県市町合同公売会と北薩地域市町村合同公売会に加え、昨年度は本市においても単独で公売会を開催し、計3回の公売会に166点出品し、151点が落札され、40万4,886円を市税等に充当しました。県市町合同公売会につきましては、県の広報誌、テレビ、ラジオでの広報活動に加え、阿久根市でも広報阿久根及び市のホームページに掲載し、開催について市民への周知を行った

ところであります。次に、預貯金、給与等の差押えにつきましては、53件実施し、307万9,000円を市税等に充当しました。搜索、差押え、公売につきましては、今後も取組みを強化していくとともに、これらの滞納処分の実施につきましては、市民への周知を図り、納期内納付の徹底を推進してまいりたいと考えております。このほか、次代を担う児童・生徒に対して、税金の意義や役割を正しく理解してもらい、納税者としての自覚を育むことを目的に、出水地区租税教育推進協議会の活動の一環としまして、市内7校の小・中学校において、税務課職員による租税教室を実施しました。

以上で、令和元年度に取り組みました主な収入率向上対策等についての説明を終わります。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページにおもどりください。先ほど御説明いたしました令和元年度の市税全体の調定額は、前年度に比べ、現年分が約3,227万6,000円の増加、滞納繰越分が約1,514万6,000円の減少で、合計で約1,713万円、0.79%の増加となっています。税目別調定額の増減につきましては、個人市民税が約1,190万7,000円、1.80%の減少、法人市民税が約685万2,000円、5.65%の減少、固定資産税が約3,494万1,000円、3.20%の増加、軽自動車税が約310万7,000円、3.31%の増加、市たばこ税が約193万2,000円、1.01%の減少、入湯税が約22万5,000円、20.89%の減少となりました。また、市税全体の収入額につきましては、前年度に比べ3,832万7,963円、1.92%の増加となっています。調定額から収入額を差し引きますと、1億4,340万888円となりますが、このうち1,779万2,812円を不納欠損処分し、残りの1億2,560万8,076円が収入未済額であり、前年度末に比べ1,489万2,606円、10.60%の減少となっています。収入未済分の詳細については、決算に関する説明書7ページの市税滞納繰越調書のとおりであります。

次に、決算に関する説明書8ページ、事項別明細書2ページをお開きください。3款利子割交付金の収入済額116万5,000円は、県が収入した利子割の額から、徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額、4款配当割交付金の収入済額356万4,000円は、一定の上場株式等の配当について、県が収入した配当割の額から、徴収取扱費相当額を控除した額の5分の3の額、5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額205万円は、源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得について、県が収入した株式等譲渡所得割の額から徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額がそれぞれ市町村に交付されたものであります。

次に、決算に関する説明書11ページ、事項別明細書6ページをお開きください。12款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料のうち、決算に関する説明書の備考欄の3行目、徴税手数料236万2,000円は、所得証明などの証明手数料、及び市税の督促手数料です。

次に、決算に関する説明書17ページ、事項別明細書12ページをお開きください。14款県支出金3項委託金1目総務費委託金のうち、決算に関する説明書備考欄の6行目、徴税費委託金2,664万9,907円は、個人県民税徴収取扱費として、地方税法第47条の規定に基づき、県から9月と3月に交付されるもので、納税義務者数に3,000円を乗じた額が主なものです。

次に、決算に関する説明書20ページ、事項別明細書17ページをお開きくださ

い。19款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金の収入済額215万5,935円は、市税滞納分に係る延滞金であります。

次に、決算に関する説明書21ページ、事項別明細書18ページ、19款諸収入5項雑入4目雑入では、決算に関する説明書備考欄の雑入の1番目、雇用保険料に、嘱託及び臨時職員本人負担分の一部と、次の22ページ上から1行目、コピー使用料の一部、中ほどより少し下、封筒広告料28万円と、次の23ページ上から8行目、過年度分市税還付等返納金3,500円を、それぞれ歳入しております。

以上で歳入についての説明を終わり、次に歳出について、主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書の31ページ、事項別明細書26ページをお開きください。2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費の支出済額2,704万4,866円について、事項別明細書26ページにより、節ごとに御説明申し上げます。1節報酬591万4,184円は、収納嘱託員1名、窓口事務等嘱託員2名、滞納整理事務指導員1名の報酬であります。4節共済費77万1,488円は、嘱託職員4名分の社会保険料であります。7節賃金30万8,229円は、課税事務補助臨時職員1名分の賃金であります。9節旅費65万4,279円は、嘱託員等の通勤に係る費用弁償と、県内外への税務関係会議や研修時の旅費であります。11節、需用費241万7,489円は、市税各納付書、督促状、再発行納付書、納付書発送用封筒などの印刷代が主なものであります。12節役務費664万6,038円は、収納代理金融機関窓口収納手数料、コンビニ収納手数料、納付書等発送時郵便料及び電話料であります。

決算に関する説明書は32ページになります。13節委託料418万6,000円は、固定資産税に係る標準宅地鑑定評価業務、e L T A Xシステム改修業務、不動産鑑定評価業務に係る委託料であります。14節使用料及び賃借料174万4,729円は、地方税電子申告支援サービス使用料、市県民税申告時の公民館空調機器使用料、軽自動車検査情報サービス利用料が主なものであります。

事項別明細書は27ページになります。19節負担金補助及び交付金70万2,806円のうち、負担金は資産評価システム研究センター会費、出水たばこ販売協同組合たばこ消費事業事務費負担金、地方税共同機構会費及び固定資産家屋評価研修会等の会議出席負担金であり、補助金は阿久根市青色申告会運営への補助金であります。23節償還金利子及び割引料369万9,624円は、市税の過年度分の過誤納還付金及び還付加算金であります。

以上で、認定第1号中、税務課所管分についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、税務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(税務課退室)

仮屋園一徳委員長

ここでお諮りいたします。

本日の審査は税務課まででしたが時間がありますので、明日予定していた市民環境課の審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ありませんので、ただいまから市民環境課の審査に入ります。

市民環境課の入室をお願いします。

(市民環境課入室)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

牧尾市民環境課長

認定第1号中、市民環境課、三笠支所及び大川出張所の所管事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書の中から主な事業を御説明いたします。主要事業の成果説明書の24ページをお開きください。2款3項1目通知カード・個人番号カード関連交付事業であります。決算額283万5,000円のうち、国庫補助金が280万6,000円であります。事業実施状況は、平成27年10月からこの制度が始まっておりますが、令和2年3月末日で3,293名の方が個人番号カードを受け取られております。個人番号カードの普及率は16.0%であり、依然として普及率が低いので、引き続き広報などによるお知らせや月1回の日曜日の開庁、また、今年度スタートした地区巡回受付など普及啓発に努めていきたいと考えております。

次に、25ページを御覧ください。4款1項4目小型合併処理浄化槽設置整備事業であります。決算額2,989万8,000円であり、国庫補助金が772万7,000円、県補助金が270万4,000円あります。令和元年度の事業実施状況は、5人槽が71基、7人槽が11基、10人槽は該当がなく、合計で82基を整備しております。また、82基のうち、7基が単独浄化槽から合併浄化槽への転換を行っております。汚水処理人口普及率は54.76%であり、前年度から2.15%上昇しましたが、県内では普及率は低い状況でありますので、令和元年度市補助金の改正を行い、先ほど申し上げましたように新たに単独浄化槽から合併浄化槽に転換する工事に対して24万円の補助を行っております。今後も汚水処理人口普及率の向上に向け取り組んでまいります。

次に、26ページをお開きください。4款1項7目葬斎場管理委託業務であります。決算額が2,105万9,000円であり、県補助金の1,310万9,000円は、電源立地地域対策交付金事業で行っております。管理運営につきましては、平成28年度から5年間、有限会社本石材店を指定管理者として協定を締結し、運営しております。令和元年度実績は、市内352件、市外13件、合計365件であります。また、佛石の里の施設は、建設から23年が経過しており、設備も含め老朽化が進んでいるため、今後も平成30年度に策定した施設長寿命化事業である個別施

設計画に沿って施設の改修工事及び修繕を行ってまいります。

次に、27ページを御覧ください。4款2項2目廃棄物及び資源化ごみ収集業務委託であります。決算額8,572万8,000円であり、その他収入の655万円の内訳は、12款2項3目手数料と19款5項4目雑入であります。廃棄物及び資源化ごみ収集業務委託は、家庭からの可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集運搬及び処理業務を行っております。この事業は、家庭系一般廃棄物収集運搬業務総合委託や資源ごみ中間処理業務委託などが主な事業であります。家庭系一般廃棄物収集運搬業務の令和元年度実績は、可燃ごみ3,209トン、不燃ごみ244トン、資源ごみ571トンを集集運搬しております。今後も分別の強化を図るなど、さらなるごみ減量化に取り組む必要があると考えております。

次に、28ページをお開きください。4款2項2目海岸漂着物対策推進事業であります。決算額が2,615万6,000円であり、県補助金の2,051万3,000円は、環境保全対策事業費で行っております。海岸漂着物対策推進事業は、脇本海岸、阿久根大島、大川島海岸のほか、市で臨時職員を直接雇用して行っており、令和元年度実績は、可燃物、不燃物、産業廃棄物、流竹木を、約221トン処理しております。この事業の有用性は、海岸の漂着物の滞留が少なくなることで、海岸の環境保全が図られ、地域の方々及び海岸の利用者など、特に夏場の海水浴客や観光客の安全に寄与していることから、引き続きこの海岸漂着物対策推進事業を推進していきたいと考えております。

次に、29ページを御覧ください。4款2項2目生ごみ堆肥化事業であります。決算額2,407万9,000円で行っております。平成30年度からは1区追加し、令和元年度においても市内63区で実施しており、収集実績は家庭系生ごみを424トン、事業系生ごみを628トン収集しております。生ごみ堆肥化事業実施以前の平成25年度と可燃ごみ量を比較すると18%削減され、ごみの減量化が図られたことから、今後はさらに可燃ごみの減量のために事業の周知、啓発を行っていききたいと考えております。また、生成された堆肥の普及についても、平成30年度から密封した専用袋で利用してもらっていますが、現在は、利用しやすくするために15kgから10kg入りの袋に替え市民などの利用者から好評をいただいております。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明いたします。なお、先ほど御説明致しました主要事業につきましては、省略して説明させていただきます。

事項別明細書は23ページ、決算に関する説明書は29ページをお開きください。2款総務費1項9目支所及び出張所費ですが、支出済み額428万831円の主なものは、1節の報酬及び4節の共済費であり、これは、嘱託職員2名分の人件費であります。

次に、事項別明細書は24ページ、説明書は30ページをお開きください。1項総務管理費15目諸費の支出済額2万1,305円は、11節需用費3,755円の、自衛官募集事務に係る事務費及び19節負担金補助及び交付金1万7,550円の鹿児島県防衛協会に対する運営費負担金であります。

次に、明細書は27ページ、説明書は32ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、予算現額4,298万9,000円に対し、支出済額4,016万

990円であります。70万1,000円の減額補正は、2節給料から4節共済までの減額であります。1節の報酬484万7,800円は、窓口事務担当嘱託職員3名分の報酬であり、2節給料から4節共済費は職員5名分の人件費で、共済費には嘱託職員分も含まれております。11節需要費83万438円は、本庁及び支所の戸籍住民基本台帳事務に関連する書籍や各種証明書等の用紙など事務用品が主なものであります。19節負担金補助及び交付金295万3,800円は、鹿児島県方法務局川内支局管内戸籍住民基本台帳事務協議会への運営負担金及び通知カード・個人番号カード関連事務交付金であります。不用額の163万200円の主なものは、個人番号カード交付事業の実績による減であります。

次に、事項別明細書は32ページ、説明書は36ページをお開きください。3款民生費1項4目国民年金費は、予算現額905万円であり、支出済額は873万2,601円であります。5,000円の増額補正は、4節共済費の一般職職員共済組合負担金分であります。2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費であります。7節賃金は、年金生活者支援給付金関連事務に対応するための臨時職員の賃金63万2,200円であります。

次に、事項別明細書は38ページ、説明書は41ページをお開きください。4款衛生費1項4目環境衛生費は予算現額3,741万1,000円であり、支出済額は3,541万4,757円であります。571万4,000円の減額補正は、浄化槽管理業務等の実績に伴う19節負担金補助及び交付金の減額が主なものであります。1節報酬175万800円は、不法投棄等監視・指導監視員1名の報酬であります。7節賃金139万2,000円は、事業所ごみ分別対策臨時職員の人件費であります。12節役務費39万1,554円は、市内6共同水道組合の水質検査費が主なものであります。13節委託料67万7,681円は、山下墓地内立木伐採業務が主なものであります。19節負担金補助及び交付金3,033万700円は、浄化槽推進市町村協議会負担金、小型合併処理浄化槽設置者82名への設置補助金であり、主要事業で説明したとおりであります。次に、5目公害対策費は予算現額70万3,000円に対し、支出済額63万7,400円であります。7,000円の減額補正は、13節委託料の河川の水質検査業務の実績によるものであります。13節の委託料63万7,400円は、その河川の水質検査及び自動車騒音調査費であります。

事項別明細書は、39ページをお開きください。次に、7目葬斎場管理費ですが、予算現額2,130万6,000円に対し、支出済額は2,105万9,433円であり、11節需用費の主なものは、火葬炉設備修繕及び基金事業として実施した修繕料338万3,400円が主なものであり、13節委託料1,764万1,000円は、指定管理者の管理委託料であります。

次に、4款衛生費2項清掃費であります。817万6,000円の減額補正は2目塵芥処理費698万円及び3目し尿処理費119万6,000円、それぞれの減額分であり、いずれも北薩広域行政事務組合への負担金確定による減額が主なものであります。次に、2項1目清掃総務費は予算現額288万9,000円に対し、支出済額は284万2,947円であります。その主なものは、19節の負担金補助及び交付金283万6,000円であり、有価物売却利益の30%以内の予算の範囲内で各自治会に交付した循環型社会形成推進助成金であります。次に2目塵芥処理費は、予算現額9億7,913万5,000円に対し、支出済額は9億7,789万188円であります。4

節共済費34万3,886円、7節賃金281万2,500円は、海岸漂着物対策推進事業で雇用しております臨時職員2名分の共済費と賃金であります。8節報償費342万8,000円は、市内108か所のリサイクルステーションにおきまして、環境美化推進員118名に対する分別指導立ち合い謝金が主なものであります。なお、一月2,500円の報酬をお願いをしております。11節需用費1,364万9,211円の主なものは、指定ごみ袋8種類の購入費であり、不用額82万8,789円の主なものは、指定ごみ袋の購入実績によるものであります。13節委託料1億3,212万778円は、説明書の42ページに記載しております資源ごみ再商品化業務のほか8つの業務委託料であります。19節負担金補助及び交付金8億2,541万8,000円は、北薩広域行政事務組合へのじんかい処理費とリサイクル処理費の負担金であります。次に、3目し尿処理費の支出済額5,722万2千円は、北薩広域行政事務組合へのし尿処理負担金であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入について御説明いたします。なお歳入については、決算に関する説明書で御説明いたします。10ページをお開きください。12款使用料及び手数料1項3目衛生使用料は、備考欄にあります墓地等の電柱の占用料が6,272円、葬斎場使用料が164万円であります。また、収入未済額の1万2,520円は、墓地等占用料であり、電柱8本、電話柱6本の使用料であります。出納整理期間内の入金確認ができなかったことによるものであります。なお、この収入未済分については、令和2年度会計に滞納繰越をして過年度分として全額完納しております。

11ページを御覧ください。2項手数料1目総務手数料の中で、当課所管分、三笠支所及び大川出張所分として、戸籍住民基本台帳手数料が955万9,800円であり、内訳は備考欄のとおりであります。12ページにかけてですが、3目衛生手数料の中で、清掃手数料の1,646万7,820円は市の指定ごみ袋売却代金であります。

13ページをお開きください。13款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち、当課所管分は社会保障・税番号制度システム整備費239万1,000円及び個人番号カード交付金事業費補助金280万6,000円であります。次に、3目衛生費国庫補助金のうち、当課所管分は小型合併処理浄化槽設置整備事業費772万7,000円であり、82基分の補助であります。

14ページをお開きください。3項委託金1目総務費委託金は自衛官募集事務費の2万2,000円と中長期在留者住居地届出等事務費の19万1,000円であります。次の2目民生費委託金の中では、社会福祉費委託金381万4,912円が国民年金事務費でございます。

15ページを御覧ください。14款県支出金2項3目衛生費県補助金の中で、小型合併処理浄化槽設置整備事業費としての県分の補助金が270万4,000円であり、環境保全対策事業費2,051万3,000円が、海岸漂着物対策事業に関する補助金であります。

17ページをお開きください。3項委託金1目総務費委託金のうち、当課所管分は上から8行目戸籍住民基本台帳費委託金として、人口動態調査事務費が3万5,326円、人権の花運動交付金4万5,000円、市町村権限移譲交付金である旅券事務費の21万7,000円であります。次に3目衛生費委託金57万8,000円は、浄

化槽法に関する事務、調理師法に関する事務、鹿児島県ウミガメ保護条例に関する事務及び化製場等に関する法律に関する事務の権限移譲交付金であります。

19ページをお開きください。17款繰入金1項4目市有施設整備基金繰入金の2億4,744万7,691円の内、当課所管分は299万2,000円であり、葬斎場管理事務費へ繰り入れたものであります。

21ページをお開きください。5項4目雑入のうち、当課所管分は、まず、雇用保険料の市民環境課、三笠支所、大川出張所分3万7,675円であり、下から4番目の私用電話料その他分は、三笠支所分3,460円であります。

22ページをお開きください。1行目のコピー使用料の当課所管分は6,360円であり、7行下になりますが、資源ごみ有価物売払代として、505万1,186円であります。また下から14行目の有償入札抛出金132万3,180円、さらにその12行下の有料広告料40万円であります。

23ページを御覧ください。20款市債1項3目衛生債のうち、小型合併処理浄化槽設置整備事業債1,760万円は、小型合併処理浄化槽設置事業に対して、また、塵芥処理施設整備事業債7億2,230万円は北薩広域行政事務組合が整備中である新焼却処分場建設に対して、さらに、生ごみ堆肥化事業債2,390万円は、生ごみ堆肥化事業委託業務に係る経費として、それぞれ財源充当したものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

牟田学委員

主要事業の成果説明書の25ページ、小型合併浄化槽の件です、令和元年度に5人槽が71基、7人槽が11基ですけど、2年度の目標は幾らでしたっけ。分かりませんか。現在の設置数は分かりませんか、今年度の。

牧尾市民環境課長

現在の具体的な数字は、ちょっと今手持ちの資料はないのですが、直近の記憶でいけば70基は超えていると思っています。

牟田学委員

事業の成果で、令和元年度で汚水処理人口普及率が54.76%ですね。単独処理浄化槽を含めた水洗化比率が73.37%に元年度になっていると。現状と課題を見れば、令和8年度における汚水処理人口普及率を70.99%にすると、課題になっているんですが。ということは、令和8年度に小型合併浄化槽の普及率を70.99%に持って行こうとしているのでしょうか。今現在、令和元年度では水洗化比率は73.37%。これは単独処理浄化槽も含めた数なんですけど、令和8年度に目標としている70.99%は、単独処理浄化槽は含めない形で持って行こうとしているのですか。

牧尾市民環境課長

阿久根市の場合は下水道を要していないことから、これまで合併浄化槽を推進してきております。単独浄化槽につきましては、国も、特に環境に悪影響を

及ぼすということで、この間、合併処理浄化槽への転換を推奨してきているわけでありまして、当市もそれに基づき事業を展開しているところでございます。ただし、今、委員がおっしゃる割合につきましては、現状、単独処理浄化槽もちろん現存しておりますので、その単独の分も含めたところでの数値になるうかと思います。

牟田学委員

そうすると元年度よりすんのならな。

牧尾市民環境課長

申し訳ございません、訂正します。合併処理浄化槽分です。

牟田学委員

合併処理浄化槽で70.99%に持って行こうという計画なんですよ。

〔牧尾市民環境課長「はい」と呼ぶ〕

はい、分かりました。いいです。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（市民環境課退室）

仮屋園一徳委員長

ここでお諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

明日は午前10時から再開いたします。

（延 会 14時56分）

決算特別委員会委員長

仮屋園 一 徳